

平成27年第3回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1. 招集年月日 | 平成27年3月9日（平成27年2月26日告示） |
| 2. 招集の場所 | 邑南町役場 議場 |
| 3. 開 議 | 平成27年3月18日（水） 午前 9時30分
散会 午後 3時20分 |

4. 應招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
1 0 番	日野原 利郎	1 1 番	清水 優文	1 2 番	辰田 直久	1 3 番	亀山 和巳
1 4 番	石橋 純二	1 5 番	三上 徹	1 6 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
1 0 番	日野原 利郎	1 1 番	清水 優文	1 2 番	辰田 直久	1 3 番	亀山 和巳
1 4 番	石橋 純二	1 5 番	三上 徹	1 6 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課	服部 導士	定住促進課長	原 修	企画財政課	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	飛弾 智徳
農 林 振 興 課	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計管理者	安原 賢二
羽 須 美 支 所	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	寺本 恵子
教育長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘	生涯学習課	能美 恭志
		農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成27年第3回邑南町議会定例会議事日程(第4号)

平成27年3月18日(水) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成27年第3回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

平成27年3月18日(水)

—— 午前9時30分開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。6番宮田議員、7番漆谷議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(山中康樹) 日程第2、一般質問、昨日に引き続き一般質問を行います。通告順位第6号、大屋議員登壇をお願いいたします。

- 大屋議員(大屋光宏) 議長。

- 議長(山中康樹) 8番、大屋議員。

- 大屋議員(大屋光宏) おはようございます。大屋光宏です。えと、きのうまあ、一般質問の中で国際化とかいう話の中で、英語力っていう話がありました。あのう、反対に、あのう、英語がしゃべれないことっていうのはあんまり苦じゃあないんですが、年々思いがあるのは、あのう、もうちょっと日本語をきちんと学んどけばよかった、あのう、国語力があればこういうところでしゃべっても語彙も豊かですし、あのう、気持ちがとてもよく伝えることができるのと思っています。あのう、議会の一般質問も、あのう、通告制になってますが、あのう、数字であるとか、制度を聞くっていうのは箇条書きですごく書きやすく、聞きやすいんですが、あのう、町長の思いであるとか、各課長の考えを聞くっていうのはなかなかその自分自身が思いが文章として書けなくて、十分伝わってるかどうか思いながらこの場に立っております。あのう、足りない部分は、言葉で補いながら一般質問をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。と、まず、最初に町長に聞きたいと思います。あのう、国においては、あのう、財政運営、経済運営っていう中でアベノミクスということで、いつも総理は、あのう、株価であるとか、景気動向であるとか、GDPがどうであったとかいう数字で常に評価され議論をされとります。ただ、この邑南町におきましては、あのう、所管の課で言っても、あのう、産業建設常任委員会の中に産業振興のために農林振興課であるとか商工観光課ありますが、あのう、数字っていうことが示されることがないです。いろいろ努力された結果が数字としてどうなっているのか、どういうふうに動いているのかっていうのは分かりにくい部分があるなあと考えてます。で、反対にあのう、町長自身は、じゃあ、あのう、何を基準に町民の皆さんに成果を感じてほしいって、欲しいと思っておられるのか、町長の思いを聞かしていただきたいと思っております。

- 石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

- 議長(山中康樹) 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** ええ、町民に身近なやっぱり、あのう、目標と言いますか、それに対していかに検証し、評価をしていくかという、やっぱり身近な問題を取り上げて成果を問う方が私はいいと思ってます。あのう、よくあのう、国に、国な、国や、あのう、県やいろいろと統計数値が出るわけでありましたが、一つの問題点はかなり古い、あのう、新しい数字が常にタイムリーに出ないということがあるのと、やっぱり町民の見る目からみるとちょっとかけ離れているというか、どういう根拠でこれがなされているかっていうのはなかなか理解しがたいので、むしろそういうことよりも今邑南町がやっておる主要な施策についての目標とその評価についてやっていく方が、私は分かりやすいのかなあということをおもっておりまして、したがってまあ、今やっておる二本柱の定住対策ですね、A級グルメ立町と日本一の子育て村に対してのその目標というものを今掲げておりますけども、それについて、ええ、いろいろとまあ、追及をしていくと。追及をしていくわけですが、まあ、とかくあのう、目標数値ということにとらわれがちですけども、その、まあ、量的な数値もさることながら、質的な問題ですね、こういったこともどれだけ拡充されたか、向上したか、中身が良くなったかということも当然問わなきゃいけないというふうに、まあ、両面で考えていかなきゃならないというふうに、まあ、思っております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** あのう、数字を使えば確かにあのう、説得力があると思うんです。あのう、きのうも町長が言われたとおり、あのう、町内全体の消費額が140億あって、実際に、あっ、町民の消費額が140億あって、町内で使われとるのは60億しかない、じゃあまあ、80億外へ出とるのをもう少しっていう、ああ、なるほどなあと思うとおり、あのう、全体を把握したり、確かにするためには数字ってもっと公表されればいいと思いと、ただ、一方でやっぱりこう、それを受け取るこちらが、ある一部の数字だけを取り上げて、揚げ足を取るってこともよくないですし、そういう意味が今、町長が言われたのはやっぱり身近な数字を示されて、その中身でその増えた、減ったの一喜一憂じゃあなくて、中身でもっとこうしたいんだということなんだと思います。で、議会としても確かにそういって言われますと、あのう、A級グルメにしても、えと、農林商工連携にしても起業家何人とかいう目標を立てられております。あのう、その成果がどうこうという前に、その目標の立て方で議論すべきで、の場合もあるのかなあと思います。あのう、特にこれからあのう、地方創生ということで、いろんな数字で評価っていうことも出てくるんだと思います。あのう、出た数字で評価する前に、やはりあのう、少しはその数字の立てる前段階での議論というのが大事になってくるのかなあと思いました。ただ、あのう、まあ、一方で、あのう、あとちょっと担当課長に、農林振興課長、商工観光課長に聞きたいんですが、あのう、ただ、あまりにも数字の無さが、現にあのう、たとえば農業全体、商工業全体の動きっていうのが一切分からない。あのう、町が農業がどのように変わってきているのか、商工業がよくなっているのか、悪くなっているのか、あのう、数字で示されることがなく、姿が分からない。あのう、米価が安くなったっていうのは米価っていう数字で分かりますが、じゃあ、農業生産額自体が米から野菜に移ったのか、米がただ単に減ったのか、あのう、商工業にしましても、起業家は出てるけど、じゃあ、一方で全体はどうなのか。廃業しとる店があってプラスマイナスでいうと増えてるのか、減ってるのかっていう全体を見

る場ってというのがすごく無いです。で、そういう意味でもう少し数字をきちっと整理されて、必要なものは、あのう、参考でもいいですんで、公表されればと思うんですが、そのへんの数字の扱いってというのはどのように考えられとるのか、それぞれの課長に答弁をお願いしたいと思います。

●**日高商工観光課長(日高始)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高商工観光課長。

●**日高商工観光課長(日高始)** ええ、商工観光課の方として、まずお答えをいたします。ええ、先ほど質問に出されました、あのう、商工業の関係、たとえば町内ですね、小売店の状況であるとか、まあ、そういった部分について申しあげますと、先ほど廃業という言葉がされましたが、確かに、ええ、町内の小売店自体は減っております。それから商工会の会員の方もそれに応じてやはり減ってきております。ええ、まあ、細かい数字自体いうのはちょっと持ち合わせておりませんけども、まあ、やはり商工業を考えていく上で絶対的な数が減っているというのは、あのう、今後の政策にかかってくることだと思います。まあ、あのう、そういう意味では、ええ、先ほども起業家の話をされました。まあ、あのう、起業がある一方、確かにそういった形で、ええ、廃業されてる方もおられるという中で、やはりそのあたりのところを今後の政策に生かしていくために、数字というのは、あのう、こちらはその数字を基に進めていくということで、ええ、常に数字自体の把握はしておるつもりでございます。ええ、まあ、あのう、ただ、数字を実際にお示しするという機会は今まであまりなかったと思いますので、まあ、今後そのう、どういう形で数字を政策に生かしているかということについては、またそういう機会があればお示しをしながら、ええ、政策について説明をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、農林水産物、ああ、農林産物等の出荷額などの数字の把握ですけれども、ご指摘のように確かに町内の動向をタイムリーに捉えていくというのは非常に難しい作業でございます。ええ、まあ、町内で申しますと、たとえば農産物でありますとか、一番大きな、まあ、取り扱いをする農協でありますとか、それからあと、まあ、主要な産直市場でありますとか、そういったところからの数字を集めることはできますけれども、ええ、それがすべてを網羅しているかということ、なかなかそういうことになっていないのが実態でありまして、でするので、まあ、通常使う数字はどうしてもセンサスであるとか、国調であるとかと、こういった数字を使うことが多くなっておりまして、先ほど町長申しましたように、なかなか、あのう、タイムリーなものになっていかないということは感じております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** あのう、まあ、議会での議論を見てましてももう少し数字をきちっと把握されて出されれば、無駄な議論をしなくてもいいし、説得力もあるのと思う場面もあります。あのう、きのうもあのう、プレミアム商品券を発行するにあたって、その過去どういう成果があったのか、まあ、数字でパシッと出されるなり、こうイメージできる

ものがあればもっと説得力もありますし、まあ、議論自体が深まるんじゃないかなあと  
思う時もあります。あのう、特に地方創生の中で、新たな取り組みで、あのう、農産物を  
販売するとか、起業家を育成するってあります。あのう、今のA級グルメもそうですが、  
あのう、すごくこう進んだ取り組みをされとる反面、なんでしないのかなあとと思うのが、  
あのう、市場調査っていうものです。一切そういう、あのう、どこにどういうニーズがあ  
るからこういうことをしますっていう話がないです。あのう、まあ、企業は普通には今市  
場調査というのをするんだと思います。あのう、まあ、販売するにあたってもそうなん  
ですが、あのう、売り先の調査もありますが、自分たちがどんなものを持っているかってい  
う調査、っていう、まあ、そういう議論ができないというのはやはりその数字を出される  
ことが少ないからかなあとと思います。あのう、ある程度系統的に数字を集めていきなり、  
こう、動向として議会に、こう議論を深めるためにはもう少し数字の活用についても、あ  
のう、検討されればと思います。あのう、議員としても、その数字に対して一喜一憂する  
んじゃないくて、やっぱり総合的にそれをこう見れる力っていうのはつけていかないとはい  
けないと思いますが、あのう、お互いにやっぱりよくなるためにもそういう数字の使い方  
っていうのは検討する余地があると思っております。で、続きまして、あのう、次の質問に  
入りたいと思います。あのう、農産物におきまして、よくあのう、安全、安心という言葉  
が使われます。あのう、まあ、地元産だから安全である、有機農産物であるから安全であ  
る、ただ一方でまあ、その根拠っていうのは僕はあまりよく分らないです。あのう、世  
間的にそれがすべて受け入れられるのか、あのう、取引において今異物混入っていうのは  
大きな問題になつてきます。有機野菜だから異物混入ありませんっていう話とは全く違  
います。あのう、最低限の品質管理であるとか、農産物の取り扱いっていうのは、あのう、  
マナーとして必要だと思うんですが、それがまあ、世間一般の認識は、あのう、農業生産  
工程管理っていうもんなんだと思います。あのう、この地域では全くそういうその県も町  
も農協もそうですが、この言葉を使われません。で、略してGAPって書いて、多分ギャ  
ップって読むんだと思います。あのう、ギャップですって言われたことがありませんので、  
あのう、GDPと同じでして、GAPと読のか、ギャップっていうのかさえ分らない。  
あのう、僕らが農業現場におってもそうなんです、それほど全くそういう言葉は使われな  
いんですが、あのう、やっぱり、えと、世間一般的に信用力をつけるっていう意味でこう  
いう取り組みっていうのは最低限のマナーとして必要だと思うんですが、あのう、まあ、  
このしん、農林業を振興する課として、農業生産工程管理っていうものについてどのよう  
に考えられているか、必要であれば、まあ、この制度の説明も含めてしていただければと思  
います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 農業生産工程管理のことに関するご質問でございますが、  
ええ、ご指摘のように、自分たちが生産をしている農産物が安全、安心なものであること  
を消費者のみなさんに伝えていこうとしたときに、何か客観的な判断基準によらなければ、  
単に安全、安心を連呼するだけで受け入れていただける、そんな時代ではなくなっただと感  
じております。そういったこともございまして、これまで特別栽培農産物基準のハーブ米  
栽培を推奨してまいりましたし、昨年度からは町内の農産物直売所に、生産流通情報把握

システム、トレーサビリティシステムというふうに言っておりますが、この導入を支援してまいりました。ただ今は農業生産工程管理に取り組む必要性があるのではないかとのご指摘をいただいたところですが、私たちもその必要性については認識をしているところでございます。先ほど申しあげた取り組みも、将来に向けて、農業生産工程管理に取り組むための導入部分というふうに考えております。また、邑南町では誰も農業生産工程管理を説明をしないのはなぜかのご質問でございますが、農業生産工程管理の内容は多岐にわたっておりますので、まとめて説明をすることは難しいというふうに感じております。またこの取り組みは生産者の皆さんが取り組みの必要性を理解していただくことが重要だと考えておりますので、それらの項目に優先順位をつけて、皆さんの合意形成ができそうな部分から取り組みの呼びかけをしているというふうに考えております。たとえば申しますと、たい肥による土づくりですとか、農薬の適正使用の呼びかけですとか、農作業の安全に関する呼びかけなどを行っておりますが、これらがその一部だというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) えと、考え方が全く違うんだと思います。あのう、これこそ上手に言えないんですが、あのう、しょく、農産物として消費者に届ける間、確かに安全に作るっていうのは一つの目安があります。それは農薬の使用がどうであったって示すなり、の方法、今言われたトレーサビリティであるとか、ハープ米っていう作り方なんだと思います。で、その後に今度は消費者に届くまでに流通もあります。流通過程できちんと鮮度が保持されて届くかどうか。異物が混入する可能性がないのかどうか。っていうすべてを含めたところで生産工程管理なんだと思います。あのう、これは消費者に対してもありますが、生産者自身の身を守るためでもあります。今の時代、あのう、まあ、一般的に出荷をする、消費者に届けたときに、これ痛んどるよっていうときに、じゃあ誰の責任であるのか。えと、今、その間に入る業者さんっていうのはすべてこういう認識がありますんで、そのトラックの温度が何度であった、市場に行けば市場で冷蔵庫で何度の冷蔵庫に入れた、その冷蔵庫は何時間おきにチェックして、絶対にあのう、温度が変わることはなかったっていう全部を出されますんで、じゃあ、生産者がすべて悪いのかっていうことになります。で、生産者もそういう考えを持ってきちんと採ればすぐ、収穫すれば冷蔵にするなり、農協に持って行って温度管理をしますとか、それらをすべて含めてこういうことをしなければ今あのう、成り立たない時代です。で、たとえばあのう、ええと、まあ、卵もそうですが、あのう、邑南町の中に山本産業さんっていう卵、養鶏屋さんがあります。今卵を全部、卵自体に消費期限だと思うんです、日にちが入つとると思います。で、これはまあ、消費者にとって安心感になるのと、これ、その機械っていうのは、あのう、インクジェットの印刷機と同じ仕組みらしいですが、ものすごい高いものです。そのう、この辺の養鶏屋さんで入れて採算が合う、合わないというと、まあ、非常に厳しいものである、ですが、そういうことをしないと、もう、社会から認知、あのう、流通上認知されないっていうことでも、皆さんそういう常に努力をします。で、まあ、そこでちょっと一つ聞きたいんですが、あのう、きのうもありました、農産物を有利に販売するっていう話がよく出ます。付加価値を付けて有利に販売する。あのう、担当課として一般的に農産物に付加価値をつけるっていうのは、どういうふうなことと思われるのか。有利に販売するっていうのはど

ういうふうに考えておられるのか、考えを教えてください。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 農産物に付加価値をつける、有利に販売するとはどんなふうに捉えているかというご質問なんですけれども、あのう、今の農産物の取引の形態として、市場へ出荷されて、その市場で、ええ、値段が決定されていくという、まあ、プロセスなんですけれども、必ずしもそのつけられる値段というのが農業の再生産が可能なものになっているかどうかということがあると思います。その時に私たちが今たとえば、あのう、昨年、ええ、概算金が大幅に下がりました米などについても、その米を買っていただく消費者の皆さんとしっかりつながっていくことで、ええ、その米を再生産するのに最低限必要な価格というのを、生産者の私たちの側も示しますし、消費者の皆さんの側もそれを納得して買っていただく、そういう関係ってというのが必要なんじゃないかなと思います。それが再生産可能であったり、それが市場とは違う有利な販売方法であったりというようなことではないかというふうに思っております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** あのう、おそらく大部分の一般的に話をするとこで、そこからまず違うんだと思います。あのう、市場では安いから、あのう、もっと高いところで有利に販売しろ、有機であるとかなんだかの付加価値をつけてやりなさいというんですが、基本的にあのう、産地として信用力があるかないかっていうのが一つの大きなことだと思います。今市場に出して安いっていうのは、その市場に、だい、今の流通の大部分は今でも市場です。野菜にしても、米にしても。それでも成り立つ生産者がいるってことは、市場の価格っていうのは不適切ではないです。そこできちんと値段がつけられないということは、何らかのたたかれる理由がある。たたかれる理由っていうのが、その産地の信用力なんだと思います。その信用力っていうのは、農産物の取り扱いがきちんとしてるか、どうか。当たり前前に生産できるかどうかっていう部分であって、そのためにはこういう生産工程管理などの客観的な判断基準を持たなきゃいけない。あのう、今市場で評価されない一番の理由はこのことができないからです。あのう、一番怖いのは、結果として社会から相手にされない産地、じゃあどうして売るか、地産地消ですよって、道の駅で売るしかない。やっぱりこう市場で勝負できるその産地にしない限り、有利販売も何もないんだと思います。えと、勝手にしゃべっておりますが、あのう、最近ちょっと勉強したことがあります。えと、農産物も含めて、輸入、輸出で関税っていうのは、あのう、税関の検査っていうのがあると思います。えと、よく、あのう、まあ、ものすごい量を取り扱う中で、決してすべての検査ができない、で、たまに何か見つかったら、これは氷山の一角だって言われます。あのう、農産物も農薬検査しようが何しようが、トレーサビリティしようが、今食べてる、手元にある野菜が絶対に安全かっていう保証はないです。きのうの検査はゼロだったけど、今食べる物を検査するわけじゃあないです。じゃあそこに何があるかっていうのはすべて信用だそうです。えと、輸入、輸出する企業も今、えと、信用格付けっていうのをやりまして、格付けの高い企業については一切、極端にいうと、あのう、税関のチェックをしない。その格付けが薄い、あのう、弱いところはきちっと全量チェックする。でないと全部で



きないわけですね。と、同じで、まあ、農産物にあってもやっぱりこういう産地の信用として取引をされる部分が多い。あのう、ほんとに逐一トレーサビリティとかチェックされないです。この産地なら安心だということで取引をされているのが基本であって、市場に出すと安いつて産地は、まあ、産地自身の、自体の信用がないんだと思います。まあ、このへんはあのう、それぞれの思いだと思いますが、やっぱりあのう、有利販売するっていうときに、やはりこう、まずは市場で勝負できるような産地でないと有利販売もないんだと思います。そのためにはやっぱり生産者自身がもう少しこう、こういう農産物の生産工程管理っていうのをしなきゃいけないんだと思います。あのう、学校給食でも少し話も、あのう、予算の時に話をしました。あのう、異物混入とかどうですか。一番怖いのは農産物です。自分自身でも怖いです。あのう、食品工場のよく映像が出ますけど、もう今恐ろしく衛生面のレベルが高いです。そこにこう納めれる自信があるかっていうと無いぐらい、すごく、あのう、チェックを厳しいです。そのためにもやっぱりこう、地域としてこういう取り組みっていうのは、もうちょっと認識を持たないと世間から遅れていくのかなあと思ったりします。あのう、まあ、再度これもそうです、地方創生で有利販売をっていう前にこういうことの見直しっていうのも一度検討していただければと思います。で、続きまして、あのう、幼児教育についてちょっと話をしたいと思ってます。あのう、まず、まあ、世間では保育士が不足していると言われてます。で、町におきまして、えと、医療福祉従事者確保奨学金、要はあのう、奨学金の対象として保育士を入れられました。この経過なり理由、また、まあ、保育士がなぜ不足しているか等につきまして説明をお願いしたいと思います。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) ええ、保育士を医療福祉従事者確保奨学金の対象とした理由、それから保育士が、の不足している状況についてということでご質問でございます。まずあのう、保育士の不足についてでございますが、あのう、厚生労働省が保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しないことに着目をして実施したアンケート調査がございまして、これによりますと、保育士としての就業を希望しない理由として、上位を占めているもので、ものは、賃金が希望と合わない。これが47.5パーセント。それから責任の重さ、事故への不安。これが40パーセント。また休暇が少ない、休暇が取りにくい。これが37.0パーセントというような状況になっております。で、本町におきましては、保育事業を行っている社会福祉法人に状況を伺いましたけれども、保育士の不足は、まあ、認められておられるところでございまして、運営のためには保育士資格のない非正規職員で対応せざるを得ない場合もあるようでございます。やはり、理由としましては国の調査と同様な理由にあるようでございます。で、社会福祉法人におかれては、独自で償還、まあ、このようなことから、あのう、独自で償還免除規定を設けた奨学金制度を創設されたり、それからけんしゅ、保育の研修に係る経費について法人が負担をされたりするといった、こういった措置を行っておられるようでございます。で、国も保育士確保のため、保育士の処遇改善を行う保育所に処遇改善加算を行うことなど対策を進めているところでございます。で、あのう、邑南町医療福祉従事者確保奨学金に保育士を対象としたのは、このように保育士の求人をして応募が少ない現状とか、あるいは法人へ派遣されている町

職員の定年退職等が控えていることから、子育て日本一の施策を推進していくには、大変大きな課題であることから加えようとしたものでございます。で、これにつきましては、平成22年度にこの奨学金創設をする際に、の検討時におきまして、保育士も対象にすることも検討したんですが、その時点では、あのう、とにかく、ええ、看護師、それから介護福祉士などの医療福祉施設従事者の不足解消が喫緊の課題であったということで、そちらの方を対象として、ええ、この制度を創設をしたものでございます。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、他の医師であるとか、看護師であるとかとは様子が違うんだと思います。あのう、医師が不足するとか、まあ、町内でなかなかこう、医学部に行く人が少ないとか、あのう、看護師になるのは難しかったり、厳しくてということがあったりして、奨学金を出すことによって、その成果というのは出るんだと思います。ただ、保育士は今あったとおり、その職場環境の問題が一つあるんだと思います。あのう、賃金が、の問題、責任の重さ、休みが取れるか取れないか、それを解決しなくて、保育士を取ることに對して奨学金を払っても解決になるのかどうかって思うんです。あのう、保育士自体はなる人も多いですし、あのう、わりかし子どもたちも希望する職種の、あのう、上位に入るものだと思います。その奨学金を創設する、対象にすることが、保育士の確保にどのようにつながるのか、本当に定着につながるのか、そこをどう思われているかお答えをお願いします。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) ええ、確かに、あのう、職場のそういった根本的なところという問題はあろうかと思いますが、この奨学金については、あのう、本町に、まあ、Uターンを特に希望して定住を図りたいという面もございます。ですから、あのう、実際この事業を、制度を使って、ええ、ほい、あのう、またその保育士というその仕事に対しては、あのう、なりたいといわれる方はいらっしゃると思いますし、こちらの地元に帰りたいという方もいらっしゃると思います。そういう方々のための、まあ、あのう、どう言いますか、あのう、支援策としての、面もあると思いますので、ええ、そのへんはあのう、今後PRによっては、あのう、Uターン等相まってこの利用が加速されるんじゃないかというふうには感じてはおります。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あの、決して責めるわけでもないです。あのう、言葉丁寧には思うんですが、あのう、やっぱり根本の問題があるんだと思うんです。今までも保育士さんになるその矢上高校を卒業して、保育士の資格をとる子どもたちはたくさんいたんだと思います。その子たちがなぜ地元に戻って就職しなかったのか。その就職したとしてもなぜ定着しないのかっていう根本を解決しなければ、いくら奨学金を出しても、保育士っていうのはまあ、短ければ短大で2年です。えと、4年生に行ったとして4年。で、えと帰ってきて、償還免除になるのはそのお金をいただいた期間勤めればいいんだと思います。短くて2年、長くて4年。本来はそれ以上勤めてもらわなければ、この問題って、保育士不

足って、解決しないんだと思うんですけど、まあ、多くは一般的には、あのう、よそに出て、まあ、広島なり、して、資格を取って就職する段階になって、やっぱ都市部とこちらの給料差を見たときに、やはり都市部の方がいいであるとか、いざ、まあ、このへんの人たちがあんまり保育士は大変だよっていう声を聞くとどうかなあとか、いろいろあるんだと思うんですが、あのう、根本論のなにか解決策を導き出さなければ、いけないんだと思うんですが、まあ、そのへんを聞きたいとは思いますが。で、まず最初に、ちょっと処遇改善の話があったと思います。あのう、予算の時も質問しましたが、あえてもう1回お願いしたいんですが、あのう、まあ、給料の安さというところで、国は別に手当、あのう、お金を出しまして、保育士の処遇改善ということが続けてこられました。で、27年度は予算上それが出てなくて、えと、措置費の中で一括で計上してありますっていう説明だったんですが、その国は今どういうふうな形で給料面の処遇改善をやっているのか、それを得るためにはどういう条件かについて、説明をお願いします。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) ええ、処遇改善の交付金がこれまでございましたけれども、まあ、今回27年度からは、ええ、保育士の、まあ、施設型給付の中にそれが加算されていくということでございまして、ええ、要件としましては、あのう、処遇改善を行った場合、それはあのう、保育士のベースアップで3パーセントを、3パーセント部分を賃上げをしたところに対してはその額が給付をされます。で、勤続11年以上につきましては、ええ、4パーセントという加算がされておりまして、それはあのう、法人があのう、そういったことを実際されて、それを調書を、あのう、町から県に送って、そして確認をして交付をされるべきものでございます。で、国につきましても、まあ、こういった、あのう、支援策もございまして、あのう、まあ、今後こういう支援策を行っておりますし、ええ、あのう、保育士の確保に向けた総合取り組みということで、人材育成もございまして、それから就業継続のために研修を行う、それから再就職のために保育所支援センターの活用とか、あのう、まあ、待機児童解消加速化プランというのがありますが、これによって、あのう、まあ、不足する保育士に対して国の方も支援事業を、現在取り組みを強化をするということになっております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ええ、なかなか保育所は、まあ、措置であって、えと、まあ、直接的に給料とかの支援もしにくいんでしょうし、まあ、町自体もその改善策として直接的な支援というのは難しいんだと思います。あのう、まあ、給料にしても法人から見れば措置であって、一定額の中でやりくりだったり、あのう、人件費だけを増やすのも難しいのかもしれないです。そこでまあ、提案なんですけど、あのう、幼児教育の充実ってことで今回あげてます。えと、大部分の町内の子どもたちは最低3年間保育所に行くんだと思います。あのう、町内には幼稚園がありませんので、えと、幼稚園に行くか、保育所に行くかっていう選択肢はありません。で、保育が措置であれば、本来はいけない、あのう、受け入れることができない子どもたち、まあ、家庭環境、あのう、きちとした家庭環境であって家で保育ができるんだからっていう理由で普通は断られる場合がある子どもたちも実質的

にはすべて受け入れをされている。まあ、要は町内の子どもたちは皆3年間最低は保育所に行くんだと思います。そこで、まあ、町として保育であって、お金が出せない部分に幼児教育っていう大義名分を付けてでも、何らかの支援ができないのかなあと思うんです。で、そういう意味で、あのう、まあ、特にあのう、今の文部科学大臣は幼児教育の充実ってことで本来はあのう、小学校に入る前の1年間については無料で教育が受けれるようにということをしたかったようですが、まあ、財政の問題もあって実現してないんだと思います。そのようにまあ、世間では幼児教育に力を入れられてる時代ですんで、邑南町も幼児教育っていう大義名分の中で、こう保育所の処遇改善であるとか、保育所のあり方っていうところに支援をしていくことはできないのか。まあ、幼児教育についてどのように思われているか、まず質問をします。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) ええ、保育所での、まあ、あのう、教育、幼児教育についてでございますが、あのう、保育所での教育につきましては、あのう、保育所の保育指針において、小学校の強化学習の前倒しのようなものではなく、保育士が乳幼児期の子どもの発達を見通し、保育所の環境やさまざまな活動によりその発達を援助していくことが保育所における教育としておりまして、保育の内容においては教育を子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助と定義をされております。町内保育所の保育士さんの皆さん方は、そういったまあ、乳幼児の教育、育ちの場として今日まで生活や遊びが豊かに展開していくよう取り組んでいただいております。ええ、子ども、子育て支援事業計画のニーズ調査におきましても平日に利用したい施設、サービスという問いに現在のままでいいという、まあ、回答が83パーセントございまして、定期的に預ける場として利用したい施設という設問では保育所が59パーセントでございましたが、ええ、まあ、教育を行う、学習的教育を行う幼稚園につきましては、まあ、11パーセントという数値でございまして、まあ、あのう、特に教育に対してのニーズというところでは、あのう、まあ、突出しているということではない、状況ではないのではないかと考えております。議員お考えのように学習の基礎となる、まあ、教育面に力を入れることも必要であろうかと思いますが、原則として保育指針の範囲内の保育になろうかと思いますが。保育所運営をされる法人におかれましても、自主的に学習の基礎部分の教育に少しずつ取り組みを始められているところもあると聞いておりますので、あのう、担当課といたしましては現段階ではこの方向性、この取り組みを注視させていただいて、保護者のニーズや評価も踏まえて、またあり方を検討していきたいというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、僕は今の保育所は不十分であつてもっと教育を充実させなさいと言っとるんじゃないんです。あのう、まあ、町のこう考え方ですが、保護者も今のまんまでいいと言ってる。要はすごくよくやっていただいとるんだと思います。それはその措置としてする範囲を超えてるのかどうかっていうところもあるんだと思います。給料に見合う以上のことをやっていただいとると思います。だから保護者も今のまんまでいい、十分やっていただいとるっていう感謝の気持ちがあるのかなあと思います。その給料が安

いっていう中に、やはりその世間の給料と比べてどうなのか、今やってる成果に比べてどうなのか。じゃあ、あのう、町は今の保育士さんの給料っていうのは、今やられていることに対して十分であると思うのか、もっと出してあげなきゃいけないぐらいよくやってもらっと思って思っているのか、そこを聞かしてください。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) はい、ええ、給料等についてですが、まあ、あのう、町とすればあのう、国から出るそういった、あのう、運営費、補助金の中にそう、保育士等の処遇の賃金もはいつとりま、給料がはいつとりますので、そういう面からは、あのう、まあ、規定どおりにまあ、出して、あのう、国の基準どおりに行っているわけですし、あのう、法人の、が、まあ、あのう、給料がどのくらいかというのは、ちょっとあのう、すべて把握しておりませんし、把握しておりませんが、あのう、まあ、定着等、あるいはそういった、あのう、応募がなかなか少ないという面では、あのう、他産業に比べれば、あのう、低いんではないかというふうに、介護職員も、ええ、そういうことで国の処遇改善等もございます。介護職員、保育士につきましては、あのう、ええ、まあ、他産業に比べれば低いというふうに認識はしております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、僕はあのう、保育士さんが今頑張ってる、まあ、給料ですべて賄えない部分はあるが、やりがいという部分で補ってでもあげて、邑南町の中で働いてほしいと思ってます。あのう、えと、まあ、お金がすべてかもしれませんが、特にここはあのう、日本一の子育て村ってことで、すごく子育てに力を入れている。それを担っているのは保育所だと思ってます。ただし、制度上措置であって、保育士さんの数も、こう年齢が低いときはたくさん配置できるけど、年齢が上がるにつれて配置人数も減ってきます。そういう仕組みですよ。で、そこでやるべきことは先ほど言われたとおり、保育指針にあって決まってる範ちゅうを本来はすればいい。都市部であればたくさん保育所があって、預かってもらえるだけでもありがたいと思えば、その範ちゅうであってものないんだと思います。ただ、邑南町は先ほど言ったとおり、邑南町の子どもたちのすべては基本的には邑南町の保育所に最低3年なり、2年通う中で、保育士さんたちは、えと、やりがいと持って十分なことをしてあげてるんだと思います。だからまあ、保護者も満足している。その本来すべきことでいい範ちゅうを超えた部分もすごく担ってもらってると、僕は思ってるんです。まあ、それはないよ、まあ、最低限の仕事しかしてなかろうがって言われればそれまでだと思うんですが、その部分に対して、大義名分を付けてでも、何らかの支援がしてあげられないか。そういうことで給料改善であるとか、その町がお金を出す理由がつけられないのかなあと思うんです。というところは理解していただけますか。あのう、特にこう今小学校は教育であるから、あのう、低学年へのサポートであるとか、いろんな形で人員配置がしやすいし、町もお金を出してしてます。その一部を保育所に回すこともできないのかなあと思うんです。あのう、学校に二人つけるなら、一人小学校にいます。で、あのう、ちょっとニヤニヤされてますが、あの一応根拠があります。いうのはあのう、やはりあのう、保育所にあのう、なるべく、まあ、あまりにも年齢が低いと問題かもしれませ

んが、ある一定年齢以下にしっかり、あのう、お金をさく人を配置したっていうのは成果が高いようです。小学校の低学年にかけるとなれば、それを少し保育所に回してあげるのも、全体の成果としたら、お金が変わらなくて上がるのかもしれないと思います。やはり、そのう、なんらかの形で保育所なり、保育士さん、今頑張ってることにに対して応えてあげる仕組みを作らないと、永久に保育士さんというのは不足した状態が続くんだと思います。給料では補えない部分というのがたくさんあるんだと思います。それを違う部分で、提案してあげる必要があると思うんですが、町長の考えなり、ちょっと思いを聞かしていただければと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、保育士さんのですね、重要性なり、それに見合う処遇がちっと低すぎるんじゃないかというような話をずっとこう聞いておるわけでありしますが、私も時々、あのう、保育所に行きます。ええ、すごく頑張っておられるというふうに思います。評価したい。で、まあ、やはりこれは国も認めてるわけですね。介護士と同じように、保育士もやっぱり頑張っておられるには、ええ、やっぱり賃金が少ないということ。ええ、だからまあ、処遇の改善ということで今取り組んでいるんだろうというふうに思っておりますので、これを強く要請していかなきゃいかん問題だろうというふうにもまあ、思うんですよ。これ、国全体の問題です。ええ、それから、あと労働の面で確かに一人頭ですね、あのう、まあ、園児さんをみる数は結構おいしい部分もあるし、ええ、たとえば0歳児から6歳児、7歳児までいるわけですね。ええ、そういう意味ではほんとにあのう、責任の重さ、事故への不安ありましたけども、まあ、相当なもんだろうなあ。で、これいろいろ考え方があっていろいろけども、私は少なくとも0歳児は家庭で育ててもらいたいなあ、はあ、まあ、いろんな理由があるでしょう、家庭には、けどもやはり産後の手当ても含めてですね、しっかりケアを行政側はしていきながら、0歳児はやっぱり家庭でみていただいた方がいいのかなあと、まあ、それに対するやはり我々は支援は別途必要かもしれませんけども、そういうふうに思います。生まれてすぐの赤ちゃんをこう預かるっていうのはほんと大変な問題ですよ、保育所で。ええ、それからやはりその幼児教育、それから、ちん、の問題については、まさにこれは行政というよりもその法人のいわゆる役員の方々の考え方の問題も一つあるかなと思います。ええ、自分のところの保育所はこれを特色として、やっぱり教育をしていくんだ、小学校につなげていくんだっていう、やっぱり理念なり、方針なり、そういうものがまあ、あるんだろうと思いますけど、どうなのかと。これだけ法人がおいしい、保育所おいしいわけですから。こりゃ、バラつきがあったら困ると思います。少なくとも同じレベルで小学校へつなげていくような保育所があり方っていうものは今一度責任者である理事者、理事さんあたりはお考えになった方がいいんじゃないかなあというふうにもまあ、思います。だからまあ、いずれにしてもこれはこの問題というのは非常に根が深いし、お金の問題だけではないわけでありまして、やっぱり国、県、町、それから運営主体である法人、こういうものですね、やっぱりさまざまな保育士に対する問題を考えて、ええ、整理しながらですね、やっぱり少しでも改善を図っていくっていうことが必要なんではないかなあ、役場だけがなにもどうのこうのという話でもない、まあ、いうふうには思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、まあ、あのう、全国的な問題ですんで、まあ、町長おっしゃられたとおり、まあ、絶対的な、構造的な問題っていうのは当然あると思います。あと、まあ、保育所自体も町が直接運営じゃありませんので、それぞれの法人の考え方っていうのはベースにあるんだと思います。まあ、今あのう、一方的に自分の考えを述べてきましたが、あのう、最後にもう一度福祉課長に、あのう、まあ、子育て村の推進については、えと、推進本部をつくっていろんな協議がされているんだと思います。そういったあのう、今までの協議の中でこういう保育所の問題、もう少しこう何か考えないといけないよという意見が出たり、そういうなんか議論をしたことがあるか、確認の意味でもう一度質問してください。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) あのう、児童福祉審議会で、あのう、先ほどの教育の問題等について話をしたこともございます。まあ、あのう、あと保育所、保育士の不足についても話はしております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あまりあのう、まあ、議員の一個人の思いがあのう、突出しまして、あのう、突っ走るのもどうかなと思いましたが、やっぱりあのう、いろんな場面でこういう話は少しは出ているのかなあと思いました。あのう、絶対的な構造の問題でもありますし、法人の運営の考えでもあるかもしれません。ただ、反面今言いましたとおり、邑南町の子どもたちは選択肢がないなかで保育所に通う、まあ、法人がそれぞれ地域によって上は違いますが、基本的には住んでる場所に行くってことで、その違う場所までいくってこともない状況で見れば、あのう、少しは町も関与して、あり、あのう、保育士のあり方、まあ、幼児教育っていうのを考えてもいいのかなと思います。あのう、お金じゃあ、まあ、お金が高ければ一番いいのかもしれないですが、やっぱりあのう、この地域でやっぱりお金じゃあない部分、ほんとにその子どもたちのためにしてあげたいという思いがかなう保育現場であるっていうのも日本一の子育て村の、その、としてのふさわしいものでもあるかもしれませんし、PRになるかもしれない。あのう、定着率っていう面で見ればそういうのも大事かと思います。あのう、議会の中であんまり保育所の話をしたことがなかったと思います。あのう、やはりちょっと光をあてて、しっかりみんなで議論をして、あのう、まあ、構造的な問題であればやはり根本的で国に頼む以外になにか地域でできることはないのかって、しっかり考えて、少しでもいい形で保育士の処遇が改善されることを願ひまして、あのう、ちょっと珍しく早いですが、あのう、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時40分とさせていただきます。

—— 午前10時23分 休憩 ——

—— 午前10時40分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして、通告順位第7号、和田議員登壇をお願いいたします。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 5番、和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、皆さん改めましておはようございます。5番和田でございます。ええ、本定例会に際し一般質問の席に立たさしていただきました。ええ、平成27年も早1月、2月が過ぎ、3月中旬となりました。1月はいぬる、2月は逃げる、3月は去るという言葉をお年寄りの方から教わって聞いてきておるところでございます。ええ、4月は死ぬるほど長いという言葉であるようでございます。ええ、4月になるとですね、ええ、農作業の時期に入ります。また今年も鳥獣害に悩む時期がやってくると思います。またきょうはこうして天気が悪くなるそうで、ええ、3月の天気というのは三日も晴天が続かないというのが3月の天気だそうでございます。えと、それでは通告に従いまして、ええ、質問に入らさしていただきます。ええ、1項目めの質問に入りますが、特定鳥獣、ツキノワグマ対策について、ええ、質問いたします。ええ、我々中山間地域に住む住民は、安心、安全という言葉を目にいたします。本町でも安心、安全は可能なのでしょうか。農用地区内に有害鳥獣が出没し、農作物被害に悩まされているのはいうまでもございません。ええ、ある地域では人間の住むところにイノシシ、シカ、頻繁に出没しております。被害を与えているため、農用地区、農用地区域と林野の境界線に有害鳥獣を捕獲する箱を、わなを設置されております。ところがこのイノシシ、シカ以外にツキノワグマが捕獲されるケースがあります。そのツキノワグマが捕獲された場合、錯誤捕獲として、山間地域に住む、錯誤捕獲として放獣されております。正に山間地域に住む住民は不安な日々を送っておられます。ええ、そこでクマの出没集落からの声ですが、ええ、集落ではここ数年人家近くにクマが出没し、年々出没回数が増えているそうです。最初は野良のミツバチの巣を狙って来ていましたが、今では集落の柿の木、その柿を食べたり、頻繁に出没しているようでございます。そういう現状もございまして、夜は外にも出られない状況でございます。昨年末には、まだ薄暗い夕方に庭先の柿に、木が登っているのを目撃されたと、うう、状況でございました。人間をも恐れぬようなクマに成長したとのことでございます。集落には小学生もいます。こののどかな集落でもクマの出没のために、通学にはですね、保護者がバス停まで送迎しているという状況でございます。目撃されたクマには耳標のようもん、耳標のようなものが付いていたとの情報もでございます。過去に放獣された経験のあるクマではないかと思われます。捕獲の檻を設置していただきましたが、その檻があるとその所には出なくなりますが、また他のえさ場を変えて、ええ、出没するということでございます。檻を移動するとまた元の場所に帰ってくるという状況だそうでございます。集落はイノシシの被害も多く、数年前に町の補助を受けて集落全体柵で囲って営農を続けておられました。ところがクマは平気でその柵を倒し、侵入して、しますので、そこからイノシシも楽に入ってきております。クマが出るシーズンには、ええ、昼間でも危険が伴い、毎年雪が消えてクマが出ないころになって、柵を直して歩くのが年中行事になっているようでございます。行政指導はクマのえさになる柿などは早く全部とれとか、ああ、また柿の木を切れ、また柿の木の幹にはトタンを巻けとかいわれますが、私たち柿を生産したり、また食べたりすることはできなくなるのでしょうか。仮に柿の木をすべて切ったとしてもク



マが出なくなると誰が保証してくれるのでしょうか。地域住民の目線に立ち、ええ、不安を少しでも解消するためにも、殺処分し、少しでも住民の抱えるストレスを解消していきたいものです。ええ、そこで近年本町でのクマの出没状況、錯誤捕獲、放獣、また殺処分について状況を伺います。またそれについてはどのように捉えておられるかお伺いいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 町内でのツキノワグマの出没状況、錯誤捕獲個体数、殺処分個体数、放獣個体数などについてのご質問でございます。ええ、出没状況につきましては、目撃報告という、町から県への報告の記録がございますので、平成22年度から5年間の状況を報告させていただきたいと思いますが、平成22年度が59件、23年度が13件、24年度が37件、25年度が41件、21年度、あぁ、26年度が59件でございました。ええ、次に捕獲個体数については錯誤によるものと有害鳥獣捕獲許可によるものの区分がされておりませんので、両方をあわせたものを報告させていただきたいと思いますが、22年度が38頭、23年度が3頭、24年度が5頭、25年度が6頭、26年度が14頭でございました。つぎに殺処分の個体数ですけれども、これについては県内全域のものが公表されておりますのでこれを報告させていただきたいと思いますが、平成22年度が74頭、23年度が12頭、24年度が9頭、25年度が10頭でございました。26年度についてはまだ公表がございません。それでこの状況についてどのように感じているかということでございますけれども、ええ、先ほど来のお話の中にもございましたように、ええ、平成6年度から狩猟がされなくなりましてから、ええ、ツキノワグマは保護をされているわけですが、全体としてこれだけの目撃、捕獲があるということは、個体数としては相当戻っているのではないかなというふうに、私たちとしては感じております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) えと、ツキノワグマはですね、平成6年から狩猟が禁止されて、ええ、環境省に指定されている西中国山地のツキノワグマは、生息域は島根、広島、山口をまたいで広がっているため、3県でこう共通の目的を持った特定鳥獣保護計画を策定して、クマの保護に取り組んでおられると思います。平成10年から11年に行われた調査ではですね、クマの推定生息数は、中央値で約480頭であったのが、この平成21年から22年行われた調査では、中央値、870頭と倍ぐらいの回復傾向にあると聞いております。またその除去頭数の基本的な考えとしては、ええ、個体数の現状維持が可能な除去頭数は平成21年から22年度の調査で地域群の生息数約450から1250頭と幅広く算出されております。その算出頭数に対して、年間の出生数約97から279頭と推定されております。自然死亡頭数は、ええ、約19頭から54頭ということで、自然増加頭数は78頭から225頭と推定されております。そして、この今後ともですね、生息数を減少させないという観点から安全性を考慮して、ええ、最小値の78頭を年間の除去頭数として現在島根県は採用してるそうでございます。この除去頭数は県から現状な維持可能な除去頭数を町に示されているのでしょうか。町としての頭数は示されているのでしょうか。また

島根、広島、山口3県で、保護管理計画を策定しておりますが、17年度から22年度の捕獲状況については、先ほど課長の方から答弁がございました。それでは広島と島根の殺保護状況と、処置状況について、ええ、少し述べてみたいと思いますが、ええ、平成22年島根県の捕獲頭数は、先ほど答弁にありましたように、152頭、放獣が78頭、殺処分が74頭と率にして島根県は48.7パーセントという殺処分率でございます。広島は22年度107頭の捕獲数に対して、ええ、放獣率が2頭、あとの105頭は殺処分しておられます。ということは殺処分率にして98.1パーセントとなっております。ええ、21年に対しましては、島根県は捕獲数が19頭の内、放獣が15頭、殺処分が4頭、率にして21.1パーセントという統計がなされております。広島県は4頭の捕獲数に対し、放獣率は0頭で、ええ、殺処分4頭とまさに100パーセントの殺処分率になっております。ええ、こうして3県ですとね、ええ、保護管理計画を策定しているのに、策定しているにもかかわらず、広島県と島根県での殺処分率がなぜこういうふうに差があるのでしょうか。なぜかというのは、なかなか質問に答えにくいと思いますので、町はどのように受け止められているか伺いいたします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 島根県の殺処分率が低く、放獣率が高い、広島県と逆転しているということに関するご質問でございます。ええ、島根県ではツキノワグマの放獣判断指針というのを定めておられまして、その段階を4段階に分類して対応を行っておられます。第1段階は目撃情報のみで被害や問題発生の可能性が低いと考えられる状況で、誘因物の除去ですとか、住民の皆さんへの周知を行う段階というふうにされております。第2段階は、農林作物などへの被害の発生の恐れが非常に高い状況および頻繁な出没があり、第1段階の対応に加えて、追い払いですとか、農林作物などの被害防止対策などの対応を行う段階というふうにされております。そして、第3段階は、第2段階の被害防除策の実施にもかかわらず問題が解決しない状況であり、放獣を念頭に捕獲を行う段階とされております。第4段階は、人身被害の発生、あるいはその恐れが強いと考えられる状況、さまざまな防除にもかかわらず、農林作物や家畜などの被害程度が地域社会から容認されない状況であり、除去を前提に捕獲を行うこととしている段階とされております。このような指針に基づいて島根県では対応をとっておられ、同様に広島県でも放獣判断指針を設けているというふうに伺っております。そして実際に、ツキノワグマが捕獲された時にその時の状況をどの段階に当てはめるかといった判断がなされるわけですが、その判断をする材料となる周辺の民家の状況ですとか、農林作物の被害の状況によって、結果に差異が生じることはありうるのではないだろうかというふうに思っております。殺処分の比率と放獣の率が島根県と広島県との間で差があることについてどのように感じているかというご質問でございますけれども、そのことにつきましては、その差が生じる原因というのがはっきりしておりません。まあ、状況は那场その場によって違うということがあろうかと思いますが、ああ、先ほどのあのう、状況というのは、まあ、あのう、そういう状況に差があるであろうという、あくまでも推測の範囲のものでありますので、ええ、まあ、お答えするのが大変難しいんですけれども、ただ邑南町といたしましては、ええ、クマが家の周りにこう出没して大変に不安な思いをしておられる方々の安全は確実に担保されるものでな

ければなりませんし、その上で不安が少しでも目に見える形で払しょくされるような判断をしていただきたいというふうに感じております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、この殺処分においてもですね、まあ、安全、安心の確保が重要なのは十分お分かりのことと思います。実態に即した対応をお願いしたいと思っております。ええ、また都市部ではイノシシやクマは出沒するだけで捕獲され、殺処分されていることと思います。また放獣の場合でもですね、私たちの中山間地域の山に放獣していると思いますが、ええ、この放獣する場合、まあ、山林所有者の承諾、また地域住民の承諾を得て放獣されているかという問題もあると思います。まあ、これはまあ、県の所管であろうと思いますので、ええ、対応については十分お願いしたいと思っております。まあ、ということでですね、現在のクマの保護政策はですね、私たち山間部の人命は都市部の人命より軽いと、そうとも受け取られる状況だと思うところでございます。ええ、また今年の1月ある参議院の公式のあいさつの場でですね、ええ、その、さん、国会議員さんが、皆さんの地域には多くのイノシシやサルがいるのでそれらに選挙権を与えて選挙運動をすれば大変に賑やかになるんじゃないかというような発言がございました。ええ、それを聞いて、まあ、そのう、一農家の人は、このような法律をつくる国会議員がですよ、有害鳥獣に対する意識はそういうものかと、こういう言動に対しては言語道断であるというようなことを言われておりました。これはですね、あのう、ほんま中山間地域の農業に今から未来はないのじゃないかと思うような言動でございます。まあ、国会議員は有害鳥獣の目線に立って考えているのではなく、農家の目線に立って考えていって、この農業に未来を託していききたいものでございます。このことに対しましては、町長もお聞きになったと思いますので。まあ、日本全国ではですね、このように毎日のように、クマの、クマによる人的被害のニュースが流れております。ええ、この中には人命をなくされたケースもあるのはご承知だと思います。このような危険な生活を一日でも早く解決していただきたく思っております。まあ、冒頭から言ってるように、人に危害を与えるツキノワグマをまたこの山間地域の住民がこわいよ、怖い思いをして、なぜ保護しなければならないのでしょうか。危害、被害を出さなければクマがいてもいい、また、でもクマは危害を与えるので百害あっても一利なしとの住民の声でございます。ええ、そこで、また広島の例でございますが、広島県ではですね、ツキノワグマ傷害保険制度とまた傷害見舞金制度いうものを作っておられます。ええ、平成9年からですね、傷害保険制度というものを作っておられましたが、これは各ひとり一人の保険料でございまして、ああ、これには観光客なんかの傷害は、制度、保険制度は含まれておりませんので、13年からですね、傷害見舞金制度というのも、を作っておられます。それは、負担金は県が半分、市町村が半分、それで広島につきましては16町村で、この見舞金制度活用しておられます。ということで、島根県邑南町としても島根県全体でこのような傷害見舞金制度をつくってはどうかと、今提案いたします。それとまたクマの保護が必要なら適地の山林を行政で取得するか、また適地の町有林をですね、利用してクマが出られないような頑丈なフェンスを設置して、クマの生息エリアを築くべきではないかと思っております。これも国、県へ町の方から積極的に働きかけて願い叶うようにさせていただきたいと思っております。ええ、これも地方創生として、

地方版総合戦略の一つとしてですね、地方にあった解決策ではないかと思っております。このような斬新的な戦略をこの地方版総合戦略に盛り込んでいただけないの、いただければと思っております。この2点についてお答えをお願いいたします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、保険制度のお話と丈夫なまあ、フェンスを築いてはどうかという提案をいただいたんですけども、保険制度の方につきましては情報がございませんで、初めて伺いましたので、少し調査をさせていただきたいと思います。それからあのう、フェンスの方ですけども、あのう、西中国山地に生息するツキノワグマは環境省のレッドデータブックに、絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されております。それからまた新生物多様性国家戦略というもののの中に保護地域制度を活用しつつ生息環境を積極的に改善する必要性というのが明記されている動物でございまして、厳しい管理下に置かれているものでございます。また、島根県では保護管理計画を策定しておりまして、その計画に明記されていることでなければ行うことができないということになっておりますので、提案をいただいた方法を島根県に照会いたしまして、適法性ですとかその効果などについての判断を仰ぐことは可能だというふうに考えております。

●**和田議員(和田文雄)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 和田議員。

●**和田議員(和田文雄)** ええ、ただ今、2点よろしく願いいたします。ええ、我々日本国いらい、私たちは条件不利地の中山間地でこうして営農を続けております。まあ、近年は先ほど申しましたように、鳥獣害との戦いでございます。人間が柵の中で生活している状況だと思っております。また、囲いの中でも仕方なくやっております。昨今、囲いの中の生活も脅かされている状況でございます。ある地域ではこのような窮状を県に訴えておりますが、一県民の立場ではあまりにも非力でございます。国に対してはなおさらのことでございます。ここはやはり市町村から強力な働きかけしか方法が見当たりません。ええ、12月の一般質問の答弁の中にも町は有害鳥獣対策を県や国に働きかけているということでした。またそのあり方については県の方も対応を見込めるというような答弁があったんではないかと思っております。ええ、今後なにとぞ県、国に対して窮状を訴えて満願成就をお願いしたいと思っております。ええ、また島根県のツキノワグマ保護管理計画では、25年から29年の3月31日を期限として、まあ、あのう、管理計画が進められていると思います。けんこうの、変更の際にはですね、ぜひとも有害鳥獣が可能となるようにご努力をお願いいたします。町長は島根県町村会長として発言力もあると思いますので、ぜひとも県内町村をあげて取り組んでいただきますようお願い申しあげます。最後に町長の見解をお伺いいたします。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** ええと、ツキノワグマのことについては、もう数年前から県の町村会でも大変な大きな問題だということで、知事にも申しあげております。で、知事も県として積極的に対応を考えていきたいということもおっしゃってますし、ええ、まあ、有害鳥獣全体でもやはりこれは国が相当頑張るべきだという話も当然いただいてるわけであり

ます。ええ、ツキノワグマのことについては確か12月にもどなたかご質問があって答えたというふうに思っておりますが、あのう、いわゆる生息頭数がですね、やっぱり何年かおきにこう調査をしてみると、やっぱり増えているのは間違いない。それは数字でも表れてるわけです。で、ここで、ええ、島根県だけではなくて、西中国山地ですから、島根県、山口県、広島県が共同で、3県共同で今せいです、生息調査をやってる最中です。クマは動きますから、島根県だけでやってもだめですから。で、その調査が2年間かかるということでお答えを12月にしとると思います。26年、27年でやって、今年がまあ、最終年度であります。調査。それを受けて、ええ、まあ、どういうふうに考えるのか、おそらくまたさらに頭数は増えているというふうに私はまあ、想像するわけであります。で、その頭数を基にですね、調査をされている頭数を基に、今、国はいわゆる適正管理ということ言ってるわけであります。環境省も法律を変えて。適正管理というのはこれ以上増えたらまあ、今まで保護しとったけども、こういう数は撃ってもいいですよってことになろうかと思います。ええ、そういったことがおそらく今後出てくるんだろうと思います。調査結果いかにではありますけども、まあ、その調査の結果を基に、もしさらにさっ、撃つことができる、あるいは、わなをかけることができることは、数が増えるいうことになりますと、おそらく29年度ぐらいからがそういう実施になるのではないかなあというふうに、まあ、思っております。その調査をまあ、期待するというのが1点と、それから多少その広島県と島根県で差があるというふうに話をされました。で、私もこれはちょっとおかしいなと思って、島根県の担当の方に聞きましたけども、あのう、島根県はより厳密に今までやっておったということはおっしゃってます。ええ、これは当然法律がありますから、そのとおりに厳密にやっておると。で、広島県はどうかっていうことは私は申す立場ではありません。ええ、状況は違うんだろうと思いますが。いずれにしてもこの差というのは大きすぎるというふうに私も思っております。え、ようやく島根県も厳密にやりすぎるということを少し姿勢を変えてきて、緩和の方向にまあ、ある意味では法律の範囲の中で緩和をしていくということをお願いしております。それはたとえば、最初にクマが出ます。そのクマがこう集落に出没するようなことがある、だとすれば、それは積極的にわなをかけていいと、まあ、こういうことを県もようやくこう言ってくれてますので、ええ、まあ、仮に初犯であっても、集落に危害を及ぼすようであれば、わなをかけて県の対応を仰ぐということになろうかというふうに、まあ、私は聞いております。したがってまあ、少しずつではありますけども、進歩はしておると思いますし、言いましたような調査の結果がですね、私はおおいな今後の、そのう、クマに対する対策について弾みをつけるのではないかなあと、まあ、こういうふうに期待をしているわけであります。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) はい、町長ありがとうございます。ええ、積極的にお願いをもうしあげます。ええ、続きまして、2点目の農地利用状況調査、通称、農地パトロールということ、について質問いたします。ええ、これは平成21年12月に農地法改正により、農地利用状況調査が施行され、新たに農地の権利を有する者の責務規定が設けられたとともに、農業委員会の新たな役割として、農地の利用状況調査の実施が義務付けられております。本町においても、この調査は22年度から実施しておられると承知しております。

ええ、邑南町農業委員会は当地区の農業委員と各集落の推進委員とともに調査されており、私も集落の推進委員の一員として調査に携わっております。ええ、調査をする上で、こんなところにも農地があったのかと目を疑うほどの荒廃した農地がたくさんございます。まあ、農地は一度耕作せず、数年たつと原型が分からなくなるほどの荒れてしまいます。まあ、こうして農地集積を来たすだけではなく、病虫害の発生を促したり、また有害鳥獣の隠れ場になるなど、周辺の農地には大変被害をこうむり、農業振興に悪影響を及ぼす、及ぼすものでございます。また耕作放棄地の発生の背景には高齢者に伴う離農による受け手のいない農地、またはこうして所有者が亡くなって、農地がそのまま残されているのが現状だろうと思います。このように農地所有者の増加に伴い、地域農地の有効活用に支障を来たすことが、現在、危ぐされております。そこで農地法2条、ここには農地の権利を有する者は農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する責任があると掲げております。このような法律が農地を所有されている中で、どれだけ存在意識があるか、またその意識づけという、しょうしというものを求められるものではないかと思います。ええ、3年前の23年度の調査の結果においては、耕作放棄地が440.6ヘク、440.62ヘクタール、この内草刈り程度で耕作できる状態に戻る、まあ、その23年では通称緑の農地と言っておりました。それで、草刈り程度で耕作できる状況には戻らない、重機等を用いて、ええ、耕作可能な状況に戻す、要するに、黄色の農地、これは53.272ヘクタール、まあ、原野化しており復元不可能な耕作放棄地については、まあ、通称赤の農地が264.47ヘクタールありました。これは24年3月の定例会で、ええ、議員の質問があり答弁された結果でございます。ええ、現在は24年度からはこの黄色、緑、赤のこの区分がなくなって、A分類、B分類に区分されると聞いておりま、A分類、B分類に区分されております。ええ、B分類がもともとの赤の農地でございます、その農地が264.4ヘクタール。まあ、それでこれは23年度の調査結果でございますが、ええ、26年度の農地の利用状況の結果が、はあもう出とると思いますので、ええ、その結果について、また農業委員会が耕作放棄地として判断した農地については、所有者に対し、農業上利用を促す指導はどのようになされているのかお伺いいたします。

●田中農業委員会会長(田中正規) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 田中農業委員会会長。

●田中農業委員会会長(田中正規) ええ、農地の利用状況調査についてでございますが、農業委員会が行う農地の利用状況調査につきましては、農地法第30条第1項により、義務付けされており、平成22年度から実施をしております。また平成23年度からは同様に実施しておりました耕作放棄地全体調査と一体的に実施することとされ、邑南町農業委員会では担当地区の農業委員が、各集落の農林業集落推進委員とその集落の農業事情に精通された方々の協力を得ながら、現地調査を実施してまいりました。ええ、平成26年度も10月下旬から公民館単位に調査の実施に関わる説明会、農地パトロール推進会議を開催しまして、ええ、調査に参加していただく方に対し、調査の実施を、や判断基準等の意志の統一をはかり、農地パトロール月間と位置づけている11月を中心に町内全域で実施をいたしました。ええ、さて、調査の結果でございますが、町内全体で耕作放棄地は346.02ヘクタールとなっております。ええ、平成25年度の調査結果が344.94ヘクタール、ええ、微増しております。ええ、まあ、あのう、議員さん、A分類、B分類という

ことをおっしゃいましたが、A分類としては、まあ、再生利用は可能な荒廃農地でございますが、98.02ヘクタール。で、B分類でいきますと、既に山林化している農地等含みますが、248てん、248ヘクタールとなっております。ええ、調査の結果ですね、A分類と判断された農地については所有者に対しまして、ええ、利用移行調査を行うこととなっております。移行調査の結果により農地所有者との意向を勘案しながら、中間管理機構の、への貸し付けや地域の担い手への斡旋等、農地の利用の増進を図られるよう調整を行ってまいります。

●和田議員(和田文雄) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、その24年度の一般質問の回答の中には重点的に羽須美地区の、羽須美地域の雪田、瑞穂地域の下田所、また石見地域の日貫、矢上よりの半分を計画していると、指導していくという答弁もございました。またその答弁の中には、指導文章の郵送も検討するということを、あのう、回答ございましたが、その後どのようにしておられるか伺いたします。

●田中農業委員会会長(田中正規) はい。

●議長(山中康樹) 田中農業委員会会長。

●田中農業委員会会長(田中正規) ええ、農地法に基づく是正指導についてでございますが、平成24年度3月議会において答弁をいたしております。ええ、24年度に各地区、町内3地区において実施をしております。ええ、2名の農業委員が各地区で担当して実施をしております。ええ、耕作放棄地の耕作再開の移行調査を行いました。農業上利用するよう指導をいたしておりますが、有害鳥獣による耕作条件の厳しさ、米価低迷による耕作意欲の低下、それから高齢化、あるいは担い手がない、あるいは集落営農組織がそこにはない等の理由によりまして、ええ、耕作放棄地の解消には至りませんでした。またあのう、指導文章も移行調査の結果を踏まえて出すものでございまして、ええ、とても担い手が見つからない状況で指導文章を出しても意味はないであろうというふうな結論でございました。以上です。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、少し時間がなくなってきましたので、非農地証明の取り組みについては、今回は削除させていただきます。ええ、そういうことですね、非農地に、非農地通知による守るべき農地を線引きをしてですね、守る農地を明確にするためにも非農地の判断や地域での話し合いなど耕作放棄地の解消にむけて、ええ、考えていただきたいものでございます。農地を生かした担い手を応援する邑南町農業委員会でありますので、今後とも農地パトロールの徹底、指導等、国土農地保全のためにも地道な斡旋活動をお願いいたします。ええ、続きまして、三つ目の中間管理機構について、ご質問いたします。ええ、この中間管理機構についてでございますが、ええ、この機構の背景には現在我が国の農業構造をみると、これまでの農地流動化の結果として、かなり変化が見られておるのじゃないかと思えます。農業の生産性を高め、成長産業を高めていくためには担い手への農地の集積、集約化をさらに加速化していく必要があると思えます。農業者の高齢化の進展に伴い、基幹的、農業者は65歳以上が全体の6割を占めております。また6

0歳以上で見ると、全体の4分の3を占めるという状況でございます。さらに40歳以下は1割のみという非常にアンバランスな構成になっております。一方、耕作放棄地はこの国ではここ20年間で約40万ヘクタールに倍増しております。さらに、農地の利用状況はそれなりの経営規模を有する農業者でも小さな区画の、区画があちこちに分散している状態であり、生産性向上の大きな阻害要因となっております。ええ、このため24年度から農林水産省では地域における人と農地の問題を解決していくために、各地域の農業者の間で地域産業の将来について、ええ、中心となる経営体をどこにするのか、またそれをまとめた人、農地プランを作成する活動を推進してきております。まとめた人、農地プランを作成する活動を推進するにあたり、作成プロセスの中では信頼できる農地の中間的な受け皿があれば、人、農地の問題の解決を進めやすくなると、そういう現場からの声が上がったため、平成26年度からこの農地中間管理機構が設立されたと承知されております。ええ、本町においてはこの行政報告、今回の行政報告の事業実施状況の中には、ええ、農地の貸し手、登録農家が22件、受け手が18件、貸し借り面積2,47ヘクタールと実績がやや低調であると発表がございました。また新年度においては積極的な活動が見込まれるとの報告もございました。ええ、三日前の農水省の全国での貸し付け実績がですね、2014年の12月年度末に、12月において、年度目標の3パーセントに留まっていると、これも生産者らへの周知不足などから、制度に定着してないのが理由であるとの発表がありました。まあ、またこの取り組みの、においては平野部の地域農業とまた邑南町のように山間地域との、では大変取り組みも違いがあると思います。農家の皆さんに周知徹底を図る意味でも、町として具体的にどのような取り組みをなされているのか、また数値目標はいくらなのか。平成27年度の協力交付金事業には、5千512万円の予算が計上されております。その目標数値についてお伺いいたします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、中間管理機構についてのご質問でございます。ええ、26年度中の状況につきましては、先ほど議員さんおっしゃっていただきましたので、説明を割愛させていただきたいと思っておりますけれども、この状況につきまして、ええ、町としてどのように感じているかというところを少しご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、ええ、昨年度は、あのう、法人の設立なども見込んでおりましたので、当初は少し高い数字を見込んでおりましたけれども、ええ、年度中の米の概算金の下落などによりまして、ええ、その話し合いが少し先送りされたというような事情もございまして、結果的に、ええ、全体として低調な数値に留まったということがございます。ええ、まあ、そういうこともございましたので、ええ、今後は、これまでもあのう、説明会を開催したりとか、無線放送ですとか、ケーブルテレビなども使ってまいりましたし、農業委員会だよりといったようなところでも、呼びかけをしてきたところでございますけれども、ええ、さらに取り組みを強めていきたいというふうに考えております。そして、来年度はまあ、先送りされました法人の設立なども少し、ええ、前に進むのではないかと考えておりますので、数値的には少し向上したものが出てくるのではないかと期待をしているところでございます。それから、ええと、数字について、数字目標というふうなことでございましたが、数字目標については具体的なものを持っておりません。以上でございます。



●和田議員(和田文雄) はい、議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、今からさまざまな取り組みをして、さまざまな取り組みをするということですが、ええと、この機構の、この事業の内容、概要を見てみますと、農水省の資料によれば、県公社が借り受け後おおむね2年契約しても貸し付けが行う見込みがない場合には、まあ、解約すると。借り入れた当該農地を返還すると。またその場合、借り手が見つかるまで、要するに2年間の期間の、この農地の維持管理は機構が実施するということが書いてあります。それで本町は誰がどのようにするのかお伺いいたします。それともう一件、ええ、県公社が借り入れた農地で条件不利地の農地があると思います。その必要な場合には基盤整備等、条件整備も機構が事業主体となって整備をし、借り手を確保していくということですが、この整備に関わる費用負担は個人が負担するのか、機構が負担するのか、まあ、機構に貸し付けておるので機構が負担するのが筋ではないかと思いますが、その2点についてお伺いいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。残り時間がすくのうちございますので、答弁も簡潔にお願いします。

●植田農林振興課長(植田弘和) はい、ええ、中間管理機構が貸し付け地を中間管理した場合についてでございますけれども、ええ、その場合には中間、ああ、農地中間管理機構が管理することに制度上はなっておりますけれども、本県の場合では借り受け者が見つかる見込みのない農地については、機構は借り受けないという方針を出しておりますので、県内においても農地中間管理機構が中間管理している農地はございません。それから中間管理機構における基盤整備事業についてでございますけれども、こちらの方も制度としてはございますけれども、ええ、島根県では既存の事業を活用して行うということになっておりまして、ええ、本件においては島根県または邑南町、それから土地改良区が実施すること、なっております、ええ、負担については土地所有者が行うということになっております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、今の答弁ではこの県、国からのこの概要と町独自のこの概要とは違いがあると思いますのでですね、さまざまこの概要が県、国、町とあるので、町として独自の概要を設けて、これを町民に配布してですね、周知徹底を図るべきではないかと思っております。ええ、次に、収益金の、協力金の交付要領についてでございますが、集積協力金についてはですね、ええ、10アールあたり単価が2年ごと、変わるというのがこのう、資料に載っておるんですが、この資料の、なぜ2年ごとにこの交付金額が変わっていくのか、その根拠はどういうものか、お伺いいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、ご質問の件は機構集積協力金の中の地域集積協力金についてのことだというふうに思います。ええ、これはあのう、早期に、ええ、行った場合には単価が高いんですけども、ええ、年が経つと徐々にその交付単価が下がっていく

というこの仕組みのことをお尋ねになっているというふうに思います。まあ、このことにつきましてはやはりあのう、制度として、ええ、早期に取り組んでいきたい、実績を出していきたいということがあって、このような単価設定になるというふうに承知しております。

●和田議員(和田文雄) はい、議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、そういうことなので、ええ、邑南町もですね、早期に取り組んでいただきたいと思います。ええ、この食と、地域のさい、食と地域の再生に向けて平成24年度から新たな農業、農村施策が始まっています。四つの改革が示されまして、経営所得安定対策、水田フル活動と米施策、日本型直接支払制度、また26年度からはですね、創設された農地中間管理機構とさまざまな事業を本町も展開しておられます。大変な事業量だと思いますが、町長始め農林振興課、また農業委員会の協力は必要不可欠ではないかと思います。ええ、今からも一丸となって邑南町の豊かな農村社会を育てる地域産業として、農業の確立を望むところでございます。ええ、以上を持ちまして一般質問を終わります。

●議長(山中康樹) 以上で和田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時41分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして通告順位第8号、石橋議員登壇をお願いします。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(山中康樹) 14番、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええ、14番石橋でございます。ええ、この度は3点の質問を通告しております。ええ、1点目は空き家対策についてということで質問をさせていただきます。ええ、少子高齢化という言葉が世に出てずいぶん経ちますが、人口減少社会の到来がいよいよ現実味を帯び、ええ、さまざまな面で悪影響が出ております。特に経済の面で、消費の伸びが見えず、GDPはここ何年も伸びておりません。かつて、戦後の日本は焼け野原から立ち上がり、一貫して持ち家制度を奨励してきた国の政策で、住宅産業は大きく潤ってまいりました。しかし、今大都市、地方問わず、空き家が増加し、その数は全国で約63万戸にも及ぶと言われております。2013年の空き家率は実に13.5パーセントということが先般の報道されておりました。そしてこの空き家の状況は2013年現在価値総合研究所というところが調査を空き家所有者に対して調査をいたしましたところ、ええ、71パーセントの所有者は何もしないで放置しているとの回答があったそうでございます。ええ、このことは明らかに危険な状態が、状態の住宅が増加しているということでもあります。大都市圏にあっても例外ではなく、このまま除去が進まないで2023年、つまり、10年後であります、2013年から10年後には空き家率が実に21パーセントにも及ぶだろうということが言われております。日本の総住宅戸数と総世帯数を調べてみますと、1963年、つまり東京オリンピックの前の年でございます。昭和38年、ええ、総住宅戸数が2千109万戸、そして総世帯数が2千182万戸と、世帯数の方が多

かったんでございますが、5年後の1968年には逆転をいたしました。ええ、総住宅数2千559万戸に対して、総世帯数が2千532万戸と逆転をいたしました。その差は広がるばかりで、1998年以降は毎年新築着工数がだいたい100万から100万、120万戸で推移しております。2013年は98万戸で、そうでございますが、ええ、これはそのまま新築住宅戸数がそのまま増えるということではなく、この中には建て替えも、建て替え分も含まれておりますので、ええ、その98万戸が伸びたというわけでもございません。ええ、核家族化が進み、親がなくなればそのまま放置され、ますます空き家が増加する傾向であります。本町では平成27年7月に邑南町空き家等の適正管理に関する条例が制定されております。ええ、これは危険な空き家に対する条例でございますが、やはり空き家の有効活用ということがまず望まれます。いかに有効に活用していくかということ。そしてさらにその上で危険住宅に対してはどのように対応していくのかということが大事だろうと思っております。そこでそのことについて質問をさせていただきます。ええ、初めに1点目の質問でございますが、町内の空き家の戸数とその空き家の状態、状況等について、まあ、具体的に分ければ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●服部危機管理課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部危機管理課長。

●服部危機管理課長(服部導士) ええ、町内の空き家の戸数とその空き家の状態についてのご質問でございますが、邑南町では、ええ、言われましたように、空き家等の適正管理に関する条例を制定しておりますが、この制定にあたりまして、状況を把握するために、平成24年4月26日から同年7月31日までの間、町内の空き家調査を、ええ、これは自治会たん、自治会行政連絡担当職員によって行っております。その調査の結果では、空き家は334戸ございました。そのうち崩壊が始まっている棟数が135棟、危険あるいは将来危険になることが予想される棟数が51棟、その中でも特に危険空き家と思われる棟数が30棟でありました。ええ、この調査結果に基づきまして、その危険空き家と思われる建物につきまして個別調査を行いまして、通学路など道路に面し、危険性の高いもの11戸につきまして、危険空き家といたしましたが、その内1戸につきましては、地元で解体をされるというお話がございましたので、これを除きました10戸を危険空き家として登録をいたしました。この所有者の方々には条例の周知と適正管理のお願いを行っておりますけれども、以後、住民の方からの情報による通知が、あ、追加が6戸、それから解体されたものが3戸、管理が行われていることなどで対象からはずしたものが4戸あります。ええ、そのため現在は9戸9棟を危険空き家として登録しております。ええ、また、空き家の状態につきましては、登録しております危険空き家では、既に倒壊をしておるもの、その他、倒壊の危険性のあるもの、また瓦などの屋根材や窓などの建具、これらが飛散あるいは落下する可能性があるものなどがあります。その他の空き家につきましては、既に倒壊しかけているものや、屋根材、建具の飛散や落下の可能性のあるもの、建物への進入ができるもの、かずらなどが生い茂っているものなどがあると思います。ええ、なお、実態調査そのものは、ええ、申しました、把握調査以外行っておりません。で、しかし6月に開催予定となっております、島根県と県内市町村に作っております島根県空き家管理等基盤強化推進協議会というものがございまして、ここにおきまして統一的な調査項目を決めることを伺っております。そうしたものを見ながら、また必要ならば県内市町村と同じ

ように進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええ、ただ今課長の方から空き家についての報告がございました。危険なもの、それから解体をされたもの等々が報告をされました。ええ、まずあのう、この空き家について言いますと、いわゆるまだ住める状態というのもございます。それからまあ、先ほど説明があった危険なものというのがございます。まずあのう、第一に私は必要なことはやっぱり空き家の有効活用というのをしていかなきゃなんと思っています。で、このことは昨日の9番議員の質問にもございました、鳥取県の例が出されておりましたけれども、こうしたことも有効活用であります、ええ、町長の話ですと、これはいわゆる鳥取県としての事業である、で、まあ、島根県にも訴えていきたいという回答がございました。で、またあのう、この中で、えと、ばいぶ、ええ、売買を希望されている住宅、あるいは賃貸なら出してもいいよという住宅等々があるかと思いますが、こうした調査はなさっているのかどうか伺いたいと思います。

●原定住促進課長(原修) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住企画課長(原修) 活用できる空き家の調査ということでございますが、全町的に一斉に調査というものは定住としてもしてない、しておりません。ただ、あのう、空き家の有効活用を通じて定住促進と地域の活性化を図るためにということで平成22年度から邑南町空き家情報活用制度というのをスタートしておりますので、ええ、このまあ、この制度は、邑南町にある空き家を登録して、移住、定住等を目的に空き家の利用を希望する方に対して情報提供を行うものでありますが、この登録に対してはあのう、該当する物件がある場合、直接定住課の、定住促進課の方に連絡いただいて、登録するというシステムです。で、調査という部分までには至っておりません。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええと、2番目の問題の空き家の所有者の意向調査等についてということでやりましたけれども、まあ、あのう、今定住課長の方から、促進課長の方からご説明がございました。ええ、この中であのう、先般予算の、新年度予算が示されたところでございますが、えといわゆる地域づくり団体による空き家対策モデル事業というのがございました。このことについて若干の説明と昨年行われたとも思いますが、その状況、まあ、まだ分かってるかどうか分かりませんが、もし分かれば分かってる範囲で答えたいと思います。それから空き家改修事業というのが予算化されておりますが、これまでの実績等について分かりましたら教えていただきたい。またUIターン住まい支援事業というの、県単事業で出ておったと思いますが、こうした取り組みについて若干の説明をお願いしたいと思います。

●原定住促進課長(原修) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住企画課長(原修) まず、地域づくり団体等による空き家対策モデルづくり事業でございますが、これに関しましては、空き家の調査を行って新たに利活用可能な空き家の掘

り起こしをするということで、ええと、今年度、あのう、瑞穂地域、一般社団法人コミュニティパートナーズという任意団体ございますが、そこに委託して、ええ、活動費が県から10分の10事業ということで、50万を限度額として調査費用が出る事業でございます。今年度先ほどのコミュニティパートナーズがそれに取り組んでおりまして、ええ、調査結果については3月下旬に提出の予定でございます。ええ、この調査結果により、報告された空き家等については、もちろん制度、活用制度に登録して、紹介していく予定でございます。ええ、次に空き家改修制度の実績についてでございます。ええと、UIターン者が入居するために、あのう、空き家の改修が必要な場合、その改築費に対して一定の補助をするのが空き家改修事業でございますが、平成22年度からこれまで5年間実施しておりまして、ええ、合計で23戸の改修を行っており、46人のUIターン者が移住しております。最後にUIターンのための空き家活用助成事業という事業でございますが、これ、新しく県が出しました事業なんですけど、ええ、補助率が2分の1ということで県費補助は出るんですが、町が支出した、補助した額の2分の1を出すという内容でございます。なおかつ、条件として10年間、町の空き家改修事業は5年間住むことという条件なんですけど、県のこの助成事業は、最低10年間はちん、あのう、借主が住むことという条件がございまして、そうした条件から本年度予算計上がしておりますが、そのう、手揚げする団体、これはNPO法人であるとか、公共団体、個人でも大丈夫なわけなんですけど、そのへんの条件と、が、マッチすれば、あのう、取り組める事業ではないかと考えております。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) はい、あのう、一番最初の地域づくり団体等による空き家対策モデル事業、これも担当されてる方に若干、ちょっとお伺いした、でございますが、なかなかその空き家はあるんだけど、なかなかその提供していただけない、このまま置いておきたいとか、そういう事例が結構あるみたいでございました。で、ええ、まあ、できるだけ、そのう、やはり、この家というものは住まなければ傷みますし、空気の入替えというのが必要だろうと思うんです。さまざまな取り組みが全国で行われてはおりますが、ええ、まあ、できるだけその空き家を活用していこうということになりますと、まあ、行政で定住企画課を中心として、ええ、とり、一生懸命取り組んではおられます。で、これにですね、あのう、さらにその有効に活用するためには、やはり民間の力も借りる必要があるんじゃないかなという気もしております。この民間の活用ということになると、やはりあのう、宅建主任とか、そうした都会地では不動産屋さんがいらっしゃるんですけども、あのう、いな、こちらの邑南町のようなところでは、あのう、いわゆる不動産屋さんという専門業者はおりません。いわゆる工務店さん等々で、まあ、宅建主任とか、そうした売買の資格を持っていいらっしゃる方はおられると思うんですが、そういう調査はされたのか、またそのそうした資格を持っていいらっしゃる方との連携というのは考えていらっしゃるのかどうか。その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

●原定住促進課長(原修) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住企画課長(原修) ええ、宅建主任資格を持たれている方との連携ということに関し

ましては、直接現在行ってはおりませんが、あのう、ただ、今年度日貫地区と布施地区に地域の空き家を開拓してもらうための定住促進支援員、これU I ターン促進も絡めますが、こうした地域の実情をよく知っておられる方に定住促進支援員ということで委託をしています。委嘱をしています。この内、日貫地域については、あのう、一軒の空き家を開拓され、お世話いただいて、所有者とのつなぎもしていただいて、I ターン者として一世帯3名の移住が今年度決定、成立しております。今後ともそうした定住促進支援員の方のお力をお借りしながら、空き家の有効利用について進めていきたいと考えております。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええ、定住支援員ということで説明をいただきました。ええ、こうした中でもまだやはりあのう、そのままにしておきたいんだといわれる方もあろうかと思います。今あのう、町場の方では、ええ、定期的にその空き家を見回って、それから家主さんに報告をするというような制度もあるみたいでございます。あのう、まあ、月々安い金額で、月々お支払いすれば写真を送って点検をしましたよというような制度も取り入れてやっている業者さんもいるそうでございます。まあ、こうしたものも先では考えていかなければならないんじゃないかなという気もしております。ええ、空き家の有効活用については、まあ、こうした、あのう、できるだけ有効に使っていただけるような形でお願いをしたいと思います。まあ、今地域づくり団体等による空き家対策モデル事業、これも一生懸命やってらっしゃいますし、今年は石見町の方でおやりになるということも伺っております。で、問題はもう1点、やはり危険な住宅についてでございます。ええ、この不在、いわゆる不在地主さん、で危険な住宅がございますが、これに対して、まあ、いわゆる昨年7月に邑南町の空き家等に関する、空き家等の適正管理に関する条例というものが出ておりまして、ええ、その空き家の危険状態の定義も示されておりますけれども、解体についての考え方をお聞きしたいと思います。ええ、というのはまず、あのう、危険な、危険と思われる先ほど報告いただきましたような中で、ええ、まあ、そのまんまにしとくんだという住宅もございます。こうした時に町としては、まあ、立ち入って、あのう、解体をしてくださいというお願いもする、できると思うんですが、それでもやられない場合がございます。それはなぜかという、やっぱりその解体するのもかなりな、高額な費用がかかりますので、その費用がないと言われればなかなか難しいところがございます。こうした特に何らかの手立てというものは町として考えていらっしゃるんだろうか、その点についてちょっとお伺いしてみたいと思います。

●服部危機管理課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部危機管理課長。

●服部危機管理課長(服部導士) ええ、空き家の解体等に対する町の考え方でございますけれども、ええ、まあ、町の方といたしましては、今持っております条例に基づいて、特に危険な空き家についてまず是对応していく、それを改修していくということをまずは目指しておりまして、その他の件につきましては、ええ、順次まあ、対応していきたいというふうに思っております。また、あのう、昨年11月27日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布されておりまして、2月に一部施行、5月に完全施行という形になっております。この法律につきましては、かなり厳しいものとなっております、ええ、かな

りあのう、それを施行する側についても、また所有者についても、あのう、厳しい、厳しくなっております。ええ、このことにつきましては、ええ、まだあのう、実際、その〇〇（聞き取れず。）に対する政令とか省令がまだ詳しく示されておりませんで、その内ちょっと参考にしたいと思っておりますけれども、また先ほど言いました島根県の空き家管理等基盤強化推進協議会がございますので、ええ、この中でいろいろと各市町村と情報交換を行いながらですね、考えていきたいと思っておりますけれども、ただ、今現在うちの方は、ええ、条例を持っておりますので、ええ、条例からこの新しい法律の方へ移行するのがよいのか、あるいは条例のままがよいのか、またええ、両方の整理を行って、区分整理を行って、取り扱った方がいいのか、というところをまずは慎重に検討したいと考えております。ええ、またあのう、議員はおっしゃったように、ええ、仮に解体するとするならば、多額の費用を要します。ええ、この場合、ええ、全国的に見ますとですね、ええ、いくつかの団体ではあのう、そういう空き家の解体のための助成を考えていらっしゃいますし、ええ、国の方でも、ええ、事業を二つ持っていられいます。ええ、そういうものもあるんですけれども、ただ、あのう、こう住んでいらっしゃる住民との均衡もありますので、ええ、この点につきましては慎重に扱う必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええと、あのう、町村によっては、まあ、非常に危険なものを危険な状態のある住宅に対して、まあ、助成制度を設けるところがございます。ええ、先ほど課長も言われましたが、それがいいことかどうかは別にいたしまして、まあ、とにかく危険を、危険なので急を要するということで助成をする、その助成をして、解体をしていただいた時には何年間かはいわゆる公的な、まあ、公園なり、こうしたものに利用してくださいと、すぐどうのこうのするんじゃなくて、ああ、いわゆる公的なものに使用するようにしてくださいというようなあれもあると伺っております。で、ただこの管理に問題のある空き家への対策を定めた特別措置法、国の措置法でございますが、ええ、今までは、ええ、たとえば住宅が建っておりますと、あのう、固定資産税、これがいわゆる安くされておりますが、あのう、国の法律によりますと、これ危険な状態であると言って、ええ、通告をその所有者に通告をしても応じない場合は特定空き家ですか、いう形として、あのう、固定資産税が高くなると、家を解体した時の固定資産税と同一になっ、なりますよというような法律もあると、あのう、伺っております。で、こうなるとやっぱりあのう、金銭的に高齢者、特に高齢者の方が所有していられっしゃる場合、何らかの形を補助せ、助成制度でもない限り、ええ、今解体には坪当たり3万円から3万5千円ぐらいな費用がかかると言われておりますが、こうしたものに対するせい、あのう、助成制度っていうのは必要ではないかなと考えておりますので、ええ、またそれは今すぐここで、ええ、結論を出してくださいというわけにはいきませんけれども、あのう、そういった事情もある方もあろうかと思っておりますので、検討していただければと思います。それから、ええ、これは税務関係になると思いますが、たとえば解体をした、解体をした場合に、ええ、今度せい、ええ、解体、撤去して、整地をした場合、その宅地に対する固定資産税が6倍になるということが、まあ、税法で決まってるそうでございます。これ、あのう、6倍と言いますとね、

まあ、田舎であっても大変な金額であります。ええ、このことによって、あの、解体をされない場合もあるんだということを伺ったことがございます。特に都市では土地の値段がたこうございますので、あのう、解体すれば一気に6倍の固定資産税を支払うようになる。こういう状況があるそうでございますので、この固定資産、あのう、地方税法というんですか、これで決まっておるとは思うんですけども、何らかの処置は必要ではないか。まあ、国も見直しはされると思いますけれども、そうでないと危険空き家があつて、特定住宅に指定されると建ったままでも6倍の助成金、あのう、固定資産税がかけられる。そうすると解体した時には多少のものは下げていかないといけないんじゃないか、こんなことを考えるんですが、ええ、税務課長としてどう、なにかそのう、手立てはございませんでしょうか。税法改正なしにですね。

●**上田税務課長(上田洋文)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 上田税務課長。

●**上田税務課長(上田洋文)** 議員ご指摘の固定資産税の関係についてでございますが、ええ、あのう、先ほどおっしゃられましたように、あのう、特定空き家になると、まあ、特別措置法によって対象外になると、これ、まあ、このことにつきましては先ほどおっしゃられたとおりでございます。ええ、現在あのう、邑南町の場合、一緒でございますが、ええ、家屋を解体した後の跡地は宅地でございます。跡地を利用を考えていただいて宅地以外で、自分のあのう、適応する、希望する地目変更されて、登記をされることによって、固定資産税は下げることができます。ただ、固定資産税と、あのう、登記との関係がございまして、ええ、地目変更につきましては、登記をする必要がございまして。ええ、登記において、雑種地、畑、山林等の登記地目で課税された場合に、その課税され、ああ、登記が完了した翌年の税額から、あのう、そのぜい、あのう、地目での課税になります。ただ現在あのう、宅地をそのまま保有されとるということになりますと、あのう、宅地で要するに持っておられるという意思でございますので、直ちにそれであのう、他な減額措置を講ずるという手段は現在ございません。

●**石橋議員(石橋純二)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 石橋議員。

●**石橋議員(石橋純二)** ええと、現在の宅地のままで保有するということは減額措置はないということでございますね。で、ええとその地目変更をすれば可能であると、それを登記すると、登記すれば可能であるということですね。実はこれがなかなかあのう、まあ、そりゃあ法務局の仕事になってくるとは思いますが、やっぱり宅地をですね、あのう、いわゆる雑地であるとか、畑にするとか、そういうことなかなかその法務局としても認めてくれないんですよ。認めてくれ、簡単に認めてくれれば登記料を払ってもするんですけどもね、あのう、なかなか認めてもらえません。そこで、まあ、あのう、このままずっとですね、危険空き家の特定空き家に指定される、あるいは解体をして、あのう、宅地として残すということになりますと、これあのう、親がその所有者が亡くなってもその子どもにいきます。子どもにいったら先では、ずっと先では子どもさんが亡くなる、その孫さんが亡くなる、どこまでもずっとその固定資産税っていうのはついて回るんですよ。で、これはかつては不動産というのは資産でした。畑やら土地やらもとりゃあ、銀行でもある程度融資はしてくれました。今実際は資産じゃありません。こういうなると。負債として



考えざるを得ない。固定資産税が6倍になって、それをずうっと持つとる間、変更しない間売買できない、なかなかその土地が売買できません。それでずっとやっていくということはほんとに負債なんです。だからやはりこれはまあ、そりゃあ国の法律ですから、国が考えてくれなきゃいけないことなんですけれども、あのう、やっぱりこう自治体としてもこれを国に訴えていかなければいけないんじゃないかと思いますが、そこで町長、その考えについていかがでございましょうか。実際こういう実態がございます。もし、なにかあればお願いしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええと、空き家の問題についても、ええ、国には各それぞれの都道府県、あるいは各自治体が相当強くまあ、言ってる話でありますし、それからこれは田舎だけではなくて、当然東京、大阪を中心とした大都会も深刻な問題です。で、まあ、国の動きを見てみると、ああやって法律改正が少しずつなされてきております。したがってその、まあ、そういったことをやっぱりある程度スピード感を持ってですね、国もさらに突っ込んでやっていただくように、これはもう国にお願いするしかないというふうに思っております。邑南町独自で課税、うんぬんというのはなかなか難しい話っていうのはよくご理解いただけるというふうに、まあ、思っております。で、根本はやっぱりあのう、危険空き家を増やさないということが根本だろうと思うんですよ。で、まあ、議員ご指摘のように利活用、これをやっぱりあのう、危険になる前の段階でやっぱり利活用を考える、そのためにはいわゆるいかに管理をしていくかということとございまして、で、議員も民間でもやっているよということとあります。私もあのう、そういう情報は得ております。で、空き家管理サービス代行というものがこの山陰にも、広島にも会社がそれぞれできておりますし、ええ、そして管理をするだけではなくて、ええ、さらにその売買までやっていくというようなこれビジネスの世界にこう、だんだんなっている。で、これをいつまでも行政が抱え込んでやっているという話はないと思います。だからまあ、やっぱりこれは民間の力を借りてというのは私も全く同感でございます。それから危険な空き家でございまして、あのう、やっぱり建ってる場所がですね、ほんとにこれは即危害を及ぼすかどうかということが、いろいろあるかと思いますが、場所によっても即やっぱりこれはやってもらわなきゃならない場所、つまり、たとえば道路に面している、公道に面してる、人が通る場所、そうしたものは住居にかかわらず倉庫も含めてですね、すべての空き家については何らかの手立てをやっぱり打っていかなくちゃならないということが、まあ、優先順位としてはあるというふうに思います。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええ、まあ、なかなかその国の法律で決まっておりますので、あれですが、ええと、この空き家についてみますと、4年から10年の間の空き家というのが一番おゆうございます。全国的なこれは調査ですが、31.6パーセント。それから10年以上のものについても、空き家になっとるのが19.1パーセントあると言われてます。まあ、やはりこう5年、空き家を5年以上ほっときますと、かなりな老朽化してまいりますし、まあ、あのう、私も言いましたが、民間業者が見回りをして、そしてやっていくよ

うなシステムも取り入れながら、より長く住宅をもたして有効活用にもっていけるようにお願いをしたいと思います。ええ、この問題につきましては以上で終わらせていただきます。ええと、続いて2点目でございますが、あのう、ふるさと納税に対する取り組みについての質問とさせていただきます。ええ、平成20年度から始まった制度でございます。市町村によって特産品をお礼として送付する自治体が増え、ええ、今年度は900自治体の中から、かなりな何らかの形で、そのふるさと納税に対する返礼をおこな、実施されるだろうと言われております。ええ、またこれまでは寄付金に対して、確定申告が必要でありました。ええ、それが15年度以降は確定申告の必要がなくなると言われております。それからええ、納税額については、住民所得税の1割であった、1割が限度であったものが、2015年からは2割に拡大されるということが、まあ、報道されております。こうなりますと、勢い、この返礼品というんですか、ふるさと寄付に対する返礼品というのがますます加熱してくると思います。で、今回町長の施政方針の中でも従来は、あのう、広報を配布しておったけれども、本町でも従来よりはもう少し踏み込んで、特産品のお礼など前向きに考えたいと述べておられます。ということは、まあ、返礼品としてなんらかの特産品、邑南町における特産品を返礼品として送られると理解しておるところでございます。そこで、ええ、まあ、その点についてお尋ねをするわけでございますが、ますますこの過熱気味でまあ、先般税務課長の方からも説明がございましたが、総務大臣通知として、特産品の返礼については寄付金控除の趣旨を踏まえた良識ある態度、ああ、対応を要請するという通知があったそうでございますが、まあ、それにしても、あのう、全国津々浦々そうしたものが過熱しております。ええ、そこで、ええ、この質問でございますが、ええ、この制度が始まってから、今日までのふるさと納税金額はどのぐらいになるのか、それと主な使い道について、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** ええ、ふるさと納税でございますが、平成20年の4月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されました。本町もですね、さっそく導入いたしまして、その平成20年から今日ですから、3月11日現在までで、69人の方から132件、これ7回寄付された人が5人とか、6回寄付された人が3人とかいらっしゃいますので、132件で1千354万5千円の寄付をいただいております。いただいた寄付は、邑南町ふるさと基金に積み立てて管理をしております。ええ、使途でございますけども、邑南町ふるさと寄付金条例に規定しているとおり、こころと暮らしのふるさとを守り、町民生活の質の向上と豊かな社会を構築し、活力に満ちたまちづくりに資することを目的とするということで、そういった事業ということで、今回は本年度邑南町のイメージソングとしてシンガーソングライターのさだまさしさんに作詞作曲していただきました、さくらほろほろの制作費に約1千万円使わせていただきました。

●**石橋議員(石橋純二)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 石橋議員。

●**石橋議員(石橋純二)** ええ、1千354万円、まあ、69人の132にん、ああ、2件ということとはまあ、かなりな数でございます。ええ、このことで、ええ、まあ、さくらほろ

ほろ、1千万円が使われたということでございます。ええ、この使い道については、このふるさと納税っていうのはいろいろな指定をすることもできるそうでございますが、ええ、邑南町のホームページを見ましたら、邑南町の使い道として4点でしたか、あげていらっしゃる。ええと邑南町が将来に向かって力強く成長、発展、自立していくため。それから皆さんの心と暮らしのふるさと邑南町を守るため。それから町民生活の質の向上と豊かな社会をつくるため。それから活力に満ちたまちづくりのためという項目が設けてあります。ですからふるさと寄付をされる方はこれに対して指定もできるわけでありまして、私ここで、一つ、もう少し付け加えていただきたいなというのは、あのう、この邑南町が子育て日本一の村を目指してという大きなあれを掲げております。テーマを掲げております。それからA級グルメ立町ということも掲げてございます。少なくともこの項目も入れて欲しいなという気がしておりますが、その点についてはいかがでございましょうか。またこのさまざまなこのふるさと寄付金に対しては、ええ、いろいろな業者が介入しとる場合もございます。で、邑南町としてはどのような制度を考えていらっしゃるのか、独自で、町独自でやられるのか、あるいはまた業者に委託をされるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** ええと、最初の子育て日本一とA級グルメ関係のことを項目にということでございますが、これは検討させていただきます。ただ、あのう、今あります4項目の中にこれも含まれているということも考えられますので、そのへんちょっと検討させていただきます。それからふるさと納税制度については、町長の施政方針で述べましたように寄付をいただいた方への特産品などのお礼の品を、の送付について前向きに研究を進めていきたいと考えております。であのう、具体的な取り組み方法ですけども、今後検討を進めてまいりますけども、ええ、まず、あのう、浜田のですね、隣の浜田市の寄付金の受付の仕組みとか取り組み方法が参考になろうかと考えております。実際にあのう、訪問してお話を既に伺っておりますので、そういったことを参考にしたいということ。それから、ええ、基本的にギフトなどの関係がございまして、ええと商工会とか、観光協会、特産品の通信販売を行う瑞穂スタイルとか、そういったとこと連携をしながら検討を行わなくてはならないと思っております。で、これはクレジットカードとかですね、そういったコンビニ決済とかそういったことも併せて検討しなくちゃならないと思っておりますので、ええ、いろんな場面でいろんなことを検討する必要があるかと思っております。で、実際には、あのう、ええ、今業者が実はかなり、あのう、そういう商売と言いますか、するもうあのPRにかなり来ておりますので、そういったのも参考にさせていただいて、あのう、手数料とかの関係もございまして、初期投資がどれぐらいいるのかとか、ネットにも入らなくちゃいけませんし、そういったことをどんどん検討していきたいと、もう既に検討に入っておるということでございます。

●**石橋議員(石橋純二)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 石橋議員。

●**石橋議員(石橋純二)** ええ、既に検討の段階に入っているということでございました。まあ、浜田市の例を参考にされたり、あるいは業者のことも、あのう、学んだり、あるいは商工

会の方としても何か要望書を出しておるといふような話もございました。ええ、いつでございましたか、あのう、質疑の時にちょっとさしていただいたと思いますが、邑南町のあのう、こういうのがございます、邑南町から冬の贈り物という、これが新聞のチラシに入りましたけれども、邑南の味、10社会というのがございました。まあ、これをぜひとも取り上げていただきたいということを申しあげたと思うんですが、これも一つ課題として、検討課題としてやっていただきたいと思います。ええ、これにはあのう、キャビアもございます。先般、み、あのう、それからですね、あのう、私もこないだ広島へ行きまして、本屋へ入って本屋で見えておりましたら、こんな本が出ておりました。ふるさと納税やれば誰でも得できる、完全ガイドいう形で出ております。2015年4月から控除額が2倍にいいよ確定申告も不要に、というような、このあおるような雑誌がでて、あのう、出ております。これ1冊じゃあないんです。5冊も6冊もいろいろなのが出てます。で、この中で見てみますと、100万円以上寄付された方には宮崎牛のきき、牛、牛肉1頭を寄付します、あのう、返礼しますとか、それから焼津市では、あのう、まぐろ1本寄付をいたしま、ああ、返礼品としてお送りしますとかですね、もうあおるようなことばかり出ておりますが、まあ、これで287せ、品目がこの返礼品として出ておりました。まあ、私もここまでやってくださいとは言いませんが、こういう雑誌であおっております。これはまあ、もしあれでしたら、あのう、差し上げますけども。あのう、こういうふうに、とにかく過熱気味でございます。で、このように、ええ、これと同じことをしなさいとは申しませんが、まあ、こういうような状況が出ておまして、ええ、さまざまな商品、あるいは滞在型のもののような、いろいろなものが出ております。で、私はあのう、時間が、まあ、あまりございませんので、長くは申しませんが、あのう、へん、いわゆる返礼品として特産品を贈るものと同時にこの邑南町へ来ていただける宿泊券、それから邑南町にはそのアジクラを始め、いろいろなものがございます。A級グルメとして取り組んでいるわけですから、ここへ来てそして食していただける、こういうものも一つぜひ加えていただきたいと思いますと考えますが、このことについてはいかがでございましょうか。まあ、金額的なものもございすけれども、できればこうしたものも取り入れていただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、ただ今申しました、あのう、検討の中にですね、実はそういったことも検討しております。特産品関係はもちろんです、商工会のそのパンフレットにありますもの、それから宿泊券、いこいの村とかありますけども、アジクラの商品券、ええと、ああ、すみません、食事券とかですね、そういったものも一緒に検討していくというつもりでございます。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええ、先日あのう、藻谷さんがお見えになった時も話をしていたら、ええと、あそこのアジクラのイタリアン料理は、これはもう全国で、もうベストのレストランであるというお褒めの言葉もいただいています。ぜひともこうしたものを取り入れていただいて、こちらへ足を運んでいただくということを一つお願いをして

おきたいと思います。よろしくお願いいたします。ええ、時間があまりございませんので、続いて次のものに、入らしていただきます。ええ、続いてですね、ええと、生活困窮者の自立支援の取り組みについて、で、ございます。ええ、貧困の拡大への対策として、生活保護の手前のセーフティネットを張るとというのが新法の目的だと思いますが、いろいろ課題もあろうかと思います。ええ、そこで次に質問をさせていただきたいと思います。ええと、まず、1点として主体となる相談窓口、これを社会福祉協議会の方に委託されると説明をいただきました。ええと、相談内容はこれはまあ、ほんとに多岐にわたると思います。ええ、そこで、ええ、専門性を有する人材が求められると思いますが、その養成についてはどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) ええ、新たな生活困窮者自立支援制度のことの、ええ、人材の養成ということでございますが、これが、あのう、この制度は4月から新たにスタートいたします。で、全国の社会福祉事務所を設置をしております自治体で、生活困窮者に対して包括的な相談窓口の設置、また、相談支援員等を配置するなどして、支援にあたること、が、まあ、必須となっております、この相談支援事業は自治体が社会福祉法人などへ委託することも可能であるということから、本町では社会福祉協議会に委託をすることとしております。で、このう、社協へ委託する理由といたしまして、ええ、いたしましては、生活保護以外の困窮者対策には、たとえばあのう、生活を立て直すための資金の貸付でありますとか、金銭管理の困難な方を支援をする、現在やっておりますが、日常生活自立支援事業、それから成年後見をはじめとする、これは24年度から、ええ、権利擁護センターを立ち上げていただいておりますが、権利擁護事業などが考えられますけれども、その多くが、社会、社協が主体となって、実施しておっていただいて、ノウハウが豊富であること、ということ。それとまた、あのう、社会福祉協議会の上部団体として、島根県社協が、あのう、この事業に関して、国のモデル事業によって、ええ、平成23年の4月に開設をしておりますが、あのう、島根県パーソナル・サポート・センターというものを開設しております、ええ、住宅入居希望の困窮者のための入居債務保証支援事業でありますとか、今日、明日の食べ物に、あのう、に苦労してる、食べ物の方へ対しての、食べ物の緊急一時支援を行うフードバンク事業、こういうものを行っております。こういった取り組みを行っている上部団体との連携も考慮しまして、その円滑な業務遂行に期待をして、社協へ委託としたところでございます。なお、あのう、ちなみに島根県内においては、社協への委託で実施する市町村は19のうち本町を含めて、12市町と聞いております。で、議員、あのう、ご質問の専門性を有する人材が求められるがということでございます。その養成の、についての考えは、あのう、ですが、あのう、先ほどもうし、先ほども申しあげましたとおり社協には既に関連する事業や制度に精通した人材が確保されているところですが、さらに、あのう、この制度では、相談支援員は国の主催する専門研修の受講が必須となっております、制度としても従事者の専門性の確保が図られているところでございます。社協で相談支援員となる予定の職員の方にもこの研修を受講していただくということになりますけれども、まあ、あのう、この研修に限らず、関係する社協の他の職員さんも含めて、あらゆる研修機会を捉えて、スキルアップを図っていただきたい

というふうに思っております。以上です。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええと、これは、この制度はほんとに4月1日からということですが、まあ、本町でどのぐらいな対象になれる方があるかっていうのは、私も分かりませんが、あのう、大変にこれ幅の広い事業だと思うんです。あのう、単に生活に困窮しておられるというだけではなくて、これから長いスパンで考えた時に、ええ、社会、今現在社会人でも、言い方がいいかどうか分かりませんが、たとえばニートの問題とか、いわゆる引きこもりの問題、こうした方も対象になってくると思うんですよ。その潜在的な形で捉えていくと、将来的にはそういう方も対象になってくるんじゃないかなっていう気がいたしますが、まあ、そうしたものの、方に対する対応とかほんとにこれは幅広い問題であります。で、生活保護世帯については福祉課の方で、福祉の方で担当、そして生活困窮者に対するものは社協という形で、まあ、そこが連携をうまくとればいいんですけども、ええ、そこらへんのことについては大丈夫なんでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) ええ、ご指摘のように、ええ、この、あのう、制度について、かかる方々というのは、あのう、ニート、引きこもり、非常に幅広い面があるかと思います。で、これに対する、まあ、あのう、町としての、まあ、やっぱり体制も十分必要だということで、ええ、検討をしております。で、生活困窮者の多くの方は、あのう、自らSOSというのがなかなか、あのう、引きこもりの方も含めてですね、なかなかあのう、発することができないということで、ええ、積極的に出向いていく支援、まあ、アウトリーチということも行って、生活困窮者の早期把握、早期発見に努める必要があります。で、あのう、このためあのう、社協には委託はするんですけども、役場関係部局でも、早期発見に向けた体制の構築がこれ必要ですので、ええ、2月には第1回目の庁内の保健雇用、それから、消費者、それから税等の公課等徴収にかかる担当部局、ええ、支所も含めまして12部局でございますけども、そういった担当部局との連絡会を開催をしまして、ええ、今後はこの連絡体制を支援への協力体制にも拡充をしていきたいというふうに考えております。えと、今月中には第2回目の庁内会議を開催をして、具体的な受付方法だとかいうところを申し合わせをしようということでおこ、あのう、進めております。で、相談を受けて終わりというように入口の整備だけに留まることなく、働く場や社会参加の場と言った出口を作っていくことに関しても今後の検討が必要ですが、この制度では、ええ、本人に寄り添いながら適切な助言や指導をし、必要に応じて関係する支援制度につないでいくなどして、課題を解決していくという、継続的な相談支援が最も重要と思っております。そのためには、先ほど申しあげました役場の関係部局のみならず、ハローワークとかですね、あとはあのう、大切な、あのう、役割をしていただいとる、民生委員さん、ええ、こういう方々を始めとする他の支援機関とも十分連絡を図れるように、ええ、ネットワークづくりや体制づくりを行ってきたいというふうに考えております。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) この、いわゆる生活困窮者、自立支援の仕組みはですね、まあ、ええ、いわゆる相談業務、それから住宅確保の支援、これがいわゆる必須事業というんですか、ほいで今回も新年度予算に、その相談事業に対する、ええ、委託料で、だと思えますけれども、組んでありましたし、それから住宅支援のきん、あのう、金も予算立てがしてあったように思います。ええ、44万4千円ですか、組んであったと思うんですが、それ以外にこの一番、あのう、大事なのは、あのう、任意事業となってますけれども、いわゆる就労支援、あるいは子どもたちの児童の学習支援、こうしたこと。それから緊急支援、それから家計再建支援等々がいろいろ含まれております。これらがみんなあのう、任意事業になつとるんですよ。なかなかその町村で大変だとは思いますが、まあ、補助金も、補助も少ないというように伺っております。で、ただ、あのう、非常にその、先ほども言いましたように、範囲がひろうございます。で、私たち、私は、ああ、総務きよ、じゃあない、教育民生常任委員会は昨年8月に、あのう、神奈川県相模原市に、ええ、いわゆる生活保護自立支援の仕組みについて、ええ、研修を受けに行かせていただきました。ええ、神奈川県相模原市、72万人の人口をようするところでございますが、ええ、その中でもいわゆる被生活保護世帯、これが1万3千518人と、保護率というのが1.87パーセントで、保護費用が年間200億円を超えております。で、そうしたことで生活保護世帯を何とか自立できるようにという、今とは逆な、ええ、今のこの法律は、ええ、生活保護に移る前の段階で何とかして、しましようというんですが、神奈川県相模原市では、その生活保護世帯を何とか自立できるようにしようという取り組みで、非常に熱心に取り組んでいらっしゃる。ええ、このことを、あのう、研修をさしていただいたんですが、ほんとにこう多岐にわたってですね、あのう、引きこもりの皆さんには、あのう、同行支援、あるいはあのう、学生、高校生、児童生徒から、あのう、不登校になって、そのう、高校卒業の資格がないというのは、もう勉強まで教えるというような、まあ、ほんとに手厚い施策が講じられておりましたけれども、まあ、この田舎でそれだけのことができるかと言えば、そりゃ無理だと思うんですけども、あのう、就労支援についても同行して、ええ、いわゆる企業、協力企業さんというのも50何社あるそうでございますが、(コップの動く音) あのう、熱が入りすぎました。ええ、そうした企業の、民間企業をも巻き込んだ形で取り組んでいらっしゃいます。やはりそれが働くところ、就労するためにはそうしたものも、そうした、あのう、事業所というのも必要でございますので、そうしたものも盛り込んだ形で、ええ、取り組んでいただきたい。そして、ええ、いわゆる自立支援に向けて、生活困窮者の皆さんが一日も早く、あのう、自立支援に向けて行っていただけるように、あのう、ただ庁舎内だけでなくそうした民間事業者等々も巻き込んだ形で、あるいは社協のシルバー人材センター等々もあろうかと思います。そうした幅広いもので取り組んでいただいて、そして一日も早い自立ができるようお願いをし、ええ、時間でございますので、私の質問はこれで終わらさせていただきます。どうぞ、ありがとうございます。

●議長(山中康樹) 以上で石橋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時30分といたします。させていただきます。

—— 午後 2時15分 休憩 ——

—— 午後 2時30分 再開 ——

●**議長(山中康樹)** 再開をいたします。続きまして通告順位第9号、三上議員登壇をお願いいたします。

●**三上議員(三上徹)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 15番、三上議員。

●**三上議員(三上徹)** ええ、15番、三上徹でございます。ええ、今回こうして質問させていただきますが、特に地方創生、ええ、地方版総合戦略の進め方ということに、1点についてご質問をいたします。ええ、今定例会の一般質問、どうしようかなと躊躇（ちやうちよ）いたしました。ええ、平成27年度の始まりを位置づける議会でもあり、また国が地方にやっと目を向けて町創生を論ずる最初の議会でもあります。ええ、邑南町は平成23年頃から、地方が抱える問題を町長先頭にいち早く課題として捉え、でき得るところから積極的に実施してまいりました。結果少しずつではありますが、その成果があらわれ、全国から注目をされる自治体と相成りました。ええ、このことは大変評価できるものであります。しかし、今回全国一斉に発せられました、まち、ひと、しごと総合戦略策定課題は、町長の施政方針の最初に取り上げられておりますように、これからの邑南町の行く末を左右する大変重要なものと考えます。ええ、1月26日その策定プロジェクトチームを立ち上げられたとのこと、この機会をおいては機を逸すると思ひまして、今回質問に立たせていただきました。ええ、今までのようにですね、出来上がった計画、あるいは予算に対して、後追的に批判的質問をしてもどうにもならないことを重々悟りましたので、ええ、今回は邑南町の行く末を策定しようとしているこの時期に、私の思いや提案を通して、討論し、なんらかいい方向が見つかればと思っております。ええ、そういうことで、まあ、今回ちょうど私のためかどうかわかりませんが昼から、昼前から雨が降り出しまして、ええ、テレビを観ておる方が増えたのではないかなと非常に喜んでおります。まあ、そういう意味におきまして、一つ目に、あのう、書いております、この地方創生の概略について、と流れについてですね、簡単に、まあ、町民の皆さんにもよく分かるように、まずは説明をしていただきたいと思います。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住企画課長(原修)** 昨年11月に成立しましたまち、ひと、しごと創生法、これにより、各都道府県、市町村に、各地域の人口動向や将来人口推計の分析や将来展望を提示した地方人口ビジョンというものと、それを踏まえての今後5か年の政策目標や具体的な施策をまとめた地方版総合戦略、この二つの策定が努力義務として課されました。総合戦略は平成27年度中に策定することとされ、平成28年度以降に新設される交付金を財源として事業を実施します。このスケジュールに先立ちまして、平成26年度に補正予算で措置された国の交付金により、地方版総合戦略の早期策定と、優良施策の先行実施が、平成27年度に行えることとなっています。ええ、簡単にとのことです。

●**三上議員(三上徹)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 三上議員。

●**三上議員(三上徹)** ええ、まあ、簡単にと申しましてほんとに簡単にさせていただきましたが、あのう、まあ、あのう、言えばまあ、そういう地方を活性化するのに国がそういうこ



とを出しながら、またこのへんを通じて、ええ、町独自のですね、そういういい考えを出しなさいよという策定問題が課せられたということでございます。ええ、その中におきましてですね、まあ、今回あのう、先ほども言いました、1月の26日ですか、あのう、先行型の、まあ、今年度から来年度にかけてやるという、ええ、どう言い、先行型の事業がまあ、7項目こうして、ええ、出されておりますが、ええ、1月26日に今度また来年度、まあ、それらも含めてですが、来年度に向けて5か年の計画を立てるというプロジェクトチームが結成されたというように聞いております。ええ、その組織の編成でありますとか、現在の進捗、あるいはどういう方向でやられておるのかということをお伺いをいたします。

●**原住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原住促進課長。

●**原住企画課長(原修)** プロジェクトチームにつきましては、課を横断した役場職員13名、事務局員を除きますが、このメンバーによって構成されております。1月末に結成して以後、今までに会議を5回開催しており、町民のワークショップ開催などの計画を予定しております。これまでの開催日と協議内容は、まず、2月に3回ほどの会議を行っておりますが、地方創生の概要説明と先行実施メニューの検討。2回目は邑南町の人口分析と長期ビジョンの検討。3回目は長期ビジョンの具体的検討。4回目は、3月、4回目、5回目、2回ほど3月に行っておりますが、まず、4回目は総合戦略策定のための住民ワークショップの検討。5回目にその住民ワークショップの具体的手法を検討しました。今後も定期的に関行し、上半期での素案作成を目指しております。またプロジェクトチームだけでなく、毎回、この会議での結果は課長への報告、課長へ報告するよう義務付けておりまして、共通認識を図り、また改善策も受け入れるよう整えております。また庁内LANにより、全職員からの意見も取り寄せるようにしておりまして、ええ、そういった仕組みにして進んでおります。

●**三上議員(三上徹)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 三上議員。

●**三上議員(三上徹)** ええ、まあ、今あのう、横断的に、ああ、課をまたいでですね、あのう、結成され、13名で結成されとるということですが、まあ、今答えられたのが、ええ、定住促進課ですので、そこが中心なんかなあとは思ひます。しかし、まあ、あのう、このですね、あのう、この策定プロジェクトというものがですね、ほんとにこういうふうに、兼任でですね、できるぐらいの都合なのかなというのが、私が非常に思っているところです。非常に今から邑南町について、ええ、とって大事な、大事な、あのう、場面、場面と言ひますか、やらなくてはならないことだと思っております。ええ、そういう意味においてですね、ちょっと今プロジェクトの、を、専門形式、あるいは寄りあい形式がありますけども、あのう、兼務をしながらですね、こういうことでほんとにいいんだろうかなと私は思っておりますが、まあ、今できとるんだけそれでいいと言うしかないでしょうけども、ほんとにこれで、本当の意味のですね、策定ができると思われませんか。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** ええ、このプロジェクトチームの位置づけですけども、あのう、とにかく先行して、あのう、補正予算を組んで、とりあえず前倒してやる、やれるものはやってみようということで、ええ、いわゆる時間も日数もない中で、13名の者が考えてで

すね、立ち上がって補正予算にお願いした先行のものをまずお示したわけでありまして、で、まあ、その流れでずっとこう来ております、2月、3月。で、やっぱり4月以降についてはあのう、やっぱり機構改革もまあ、当然いろいろあるわけでありまして、その中で今のチームだけに任しておるといのは、これはちょっといかがというふうに思いますので、やはりあのう、全協で申しあげましたように、今から総合振興計画といありのを新たに作っていかなくやならない。それから過疎計画の後期というものが作っていかなくやない。これはまあ、企画財政が担当していくわけでありまして、まあ、そここの邑南町版の総合戦略というものはやっぱり整合性がなくやいけないということは申しあげたとおりでありますので、ええ、まあ、事務局的には私は企画財政に持ってもらって、ええ、そして当然今まで絡んできた定住促進課も含めてですね、そしてそれで、まあ、引っ張っていきながら、各課それぞれまたいろんなこう考えがありますから、そこはそこでチームを組んで、庁全体で、庁舎内全体でやっていく、そして適宜、適宜、あのう、住民の方々にもお示しをしながら、修正していきながら、そしてまたいい時には議会の皆さん方にもお示しをしていくと、こういうような流れになっていくんではないかなと、まあ、いうふうに思っております。と同時に、あのう、これはまあ、議論をしていかなくやいけない問題かもしれませんが、私のまあ、考えというのは地方版総合戦略、せっかく作っていくわけでありまして、まあ、5年間ではありますが、やっぱり邑南町ならではの地方版総合戦略でなくやいかんと思います。あのう、まあ、大体の考え方を作ったんで、後はコンサルタントに任せるっていうのは、それは国も決して望まないわけでありまして、ええ、邑南町の、ならではの地方版総合戦略と申しあげますのは、やはりあのう、町全体で取り組む、いわゆる木で言うならば、大きな幹、これはもちろん全町的に一緒にやっていくわけでありまして。ええ、そして邑南町ならではのということになりますと、ええ、それぞれまあ、木には枝があります。枝があります。枝は何かというと邑南町ではいわゆる12の公民館だろうと私は思っております。で、その公民館ごとにさらにその地域では何を一体やりたいのか、全部はできないけども、これだけはぜひやりたいというものがあれば、その枝にこう盛り上げていく、作り上げていくっていうことで、全体が邑南町のこれは幹と枝ですよというような一つの考え方を私は持ちたいなと、それでもってやはり邑南町ならではの地域を巻き込んだ地方版総合戦略になるんじゃないかなあと、まあ、こういうように思っておりますので、ええ、少し時間をかけてでも、幹ができ上がればそれを各地域に出向いて説明をしていきながら、口羽ではじゃ、これを基に何をほんとにやっていただきたいのかということも聞く機会も設けていきたいなと、まあ、こういうように思ってるわけでありまして。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) はい、まあ、あのう、こうして先行型で新しいのを出きにやいけんの、で、急きょ、そういうのをつくって出したということでございますので、まあ、安心をいたしました。ええ、これからまた町長が言われるように、あのう、また機構改革でもしながら、あのう、幹を固めながら、あるいは枝を増やしていくという方向でそれについてひとつ申しあげます。ええ、まあ、今までもですね、18年の6月議会、あるいは24年の12月議会においてですね、活性化のつながる実践を訴える中に幾度となくPDCAの重要性を訴えてまいりました。まあ、今回石破大臣のメッセージによろやくこの日の目を見

るように述べられましたので、いやあ、やっぱりこれをずっと言ってきたなと自分も、あのう、非常にまあ、うれしく思っておるわけですが、ただ、PDCAというものが、何ものであるかというその捉え方ですね、非常に変わってくると思う。で、このPDCAというものは何でもついて回るもんなん、思うんですよ、僕は。要はこういう問題点の小さい問題点でも、まずその問題点を解決するのに、プランを立てずとPDCA、チェック、アクションまでいって、その次がつながっていかないとPDCAは意味が全然ないということなんです。ただ、そのPDCAの、大きなPDCAはありますけども、このPDCAをいくつも重ねてって、大きなPDCAが成り立つという全体の中から行けば、一つはその大きなのは全体的につかんでおかにゃいけんけども、しかしその中のちさい核をどうやって見つけるかということが一番大切なんだと思うんですよ。だからその一番PDCAを展開するまでにですね、きょうは8番議員の大屋議員の質問にもあったようにですね、あのう、何が、目標であるのかと、なぜこれをしなくてはいけないのかというところを見つけにゃいけん。まず、その作業が一番大切な作業なんですよ。P. できてしもうて、計画立ってクルクル回すなあ、やって、PDCAのチェックのところで、おかしかったらやめてもいいし、次の展開をしてもいいんです。要はそこへ至るまでの何をしたら上につながってくるのかなというところを見つけるのが一番大切なんがPDCAの展開方法。で、この中でまずそれをするのには、今の現状をですね、まあ、藻谷先生もよくいろいろ表を出したり、それをどういうふうな解析をするんだということって言われますけども、あのう、まず、その現状をどのように、把握する方法によってまたいろいろ変わるわけです。だからどのようにその方法を把握するのか、またそれを解析してどういう分析をして解決し、次の問題点の抽出に至るのか、そういう問題点の中にもいろんな層別をしなくてはいけない問題があったり、あるいは重要度をはからにゃいけん問題があったり、いろいろあるわけです。ほいでそういう中でですね、そういうことを初めて見つけていって、そこで初めて、あのう、プランができるわけです、Pが。ほいでそこに至るまでの非常に重要なところをですね、先ほど言いました、まあ、あのう、横断的ではありますが、そういうことではちょっとしんどいんじゃないかなというのが私の思いがある。一つは。ほんでもう一つ、前々からこのPDCAの時に私が申しあげてきとったのは何かというと、手法、その問題をつかむ手法、解決をする手法というのが、いっぱい、いっぱいあるんですよ、世の中には。だからせめてプロジェクトの核になる、幹になるとこね、町長言われた、ほいで、枝はまたよそへ求めに行ったりせにゃいけんですけども。幹になるところの部分については、せめてそういう誰か講師の先生を呼ぶ、これは長く呼ばあでもええ。そがあなもなあ、マスターしようおもやあ、まあ、一週間も、十日もありゃあできると思う。やり方が。それはある程度実践しながら。そうするとね、そういうのがだんだん、だんだん庁内に増えていったりしますとね、一つの問題点を捉えるのもすごく早くなる、早くなるし、解決が早くなるんですよ。だから前からそういう先生を呼んだり、そういう学習をね、あのう、さしてもらえんか言うたときに、まあ、昔、わしが答えをもらおうとったのは、いやあ、うちは今自治の勉強にゃあ十分行かしとりますとかとか、あがあな回答ばかり帰ってきよった、昔。だが、わしゃ、今回に至ってはね、せめてね、そういうものをですね、この中に取り入れていただけるいいチャンスじゃあないかと、僕は思うんで、その点についてどうでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、4月からいよいよ本格的に議論が始まるわけでありまして、まあ、議員ご指摘のように何を目標にするのかということだろうと一つはあります。で、私はその23年度から立ち上げた、やはり日本一の子育て村、これはあと5年続くわけでありましてね。ちょうどこれはもう、まだまだやらなきゃいけないことがいっぱいあるので、これはやっぱり大きな幹のは、一つの柱としてやっていきたい。これは指示をしとります。もう一つの柱はやっぱり農業振興、農林業、農林業、特に農業振興ですね、いわゆる産業振興だというふうに、まあ、思っ、その中に仕事づくり、企業育成も入ると思います。やっぱりその二つが大きな私は幹の核になるものだと思っ、で、それにふさわしい目標というものを決めなきゃいけないというふうに、まあ、思っ、で、この、今のその二つの核というのは、やっぱりあくまでも若者の一つは定住促進ということをやってきた。これは今後もやっぱりやっていかなきゃいけません。人口減少をどうするのかというのが、一番の根元にあるわけですから、この目標はやっぱり立てていかなきゃいけない。ええ、その中でやっぱり特に若い女性をですね、今少なくなろうと言われてる方々を、うちは少し増えてますけども、さらにさらに増やしていくためにはどうするのか。その目標をどうするのかということになる。で、あのう、特に日本一の子育て村についての私の思いというのは、ええ、当時ですかね、ええ、女性の貧困という話がずっと全国的にこうあった。それが今度は子どもの教育にこう響いてきて、そして子どもの貧困という意味で負の連鎖でこうやってきている。これは今もやっぱり続いているんじゃないかなと思っ、やはりあのう、女性をいかに大事にする町かっていうことを、しっかりその中にうたいこむ、そしてその目標も立てるということ、私は邑南町ならではの目標になるんじゃないかなあと。たとえば女性の貧困の中で、特にひとり親家庭等々ですね、まあ、大変に難儀をされているおられるわけでありまして、その方々に対する、いわゆるそのう、貧困、り、まあ、どういうふうな数値にするか分かりませんが、これだけ高まったとかですね、これだけ充実したとかいうようなことも目標数値にも入ってもいいというふうに、まあ、思っ、あるいは子どもの教育についてもこれだけのことをやっている、あるいは、あのう、今就労支援もや、就学支援もやっ、けども、ええ、今やっていることを子どもたちにどうやって教育の機会均等をさらにこう高めていくかということも目標に入るんだろうというふうに思っ、ええ、やはり、つまり繰り返しになりますけども、女性、子どもに対する手当てがどれだけ高まるかっていうことの目標数値。さらにあのう、まあ、働くことということになりますと、あのう、女性の就業率っていうのが言われると思いますね。あのう、島根県は全国的に日本一就業率の高い、女性の、女性ですよ、就業率の高い県ですけども、残念ながら邑南町の場合は、統計をとってみるとだんだんこう就業率が下がってきてます。ええ、高い方ではあるけど下がっている。これ東京なんか全然低いわけですけども、やはりあのう、就業率を高めていくことが大事です。ええ、で、これがたとえば出生率とどう関係してくるのか、ああ、働けばやはり出生率は下がるということも言われてますけども、やはり両立可能にしなければなりませんよね。で、そのためにはどういう目標をしていく方がいいのか、両立可能な施策はどういうことがいいのかとかですね。やっぱりそういうような邑南町ならではの日本一

の子育て村にふさわしい、やはりあのう、目標というものをやっぱり我々は考えていくべきだろうと、まあ、いうふうに思っております。あのう、私は、あのう、町全体が大きな家族ということを、まあ、標榜していこうと思っておりますけども、たとえば邑南町民全体で1万1千人いるとすれば、どれだけの方々がこの子育てに、あのう、少なくとも関与されているのか、その数もやはり一つの目標値になるのではないかなあと、大なり小なりとあると思いますけども、町全体でそれだけやってるよということが言えるような、やっぱり目標も必要ではないかなと思っております。まあ、一つの例を出しましたけども、しっかりした目標数値をですね、つくっていききたいと、まあ、いうふうに思います。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ええ、まあ、今町長が言われた、今までやってきたA級グルメあるいは日本一の子育て村、こういうことについてはもちろんそれを一つの大きな核として、ええ、人口問題やあるいは町の活性化、ああ、重要な課題だと思います。しかしながら、その今やっておることが、ほんとに、ほんとにいいのか、よくいって皆さんが評価を受けとるわけですが、まだここには足りない、ちさい問題がないとか、ね、いうふうな問題もやはり今から拾い上げながら、それも充実していかなくては。で、そればかりではなくて、先ほど言われた定住の大きな問題に対して、邑南町の活性化に対しては、たった、まだこれ二つでなくて、まだまだ追加せにゃいけんもんもあるでしょう。そういうことをつかんでいくためにさっきそういうことはどうですかと言うたものでございます。まあ、それは取り上げられるかどうか分かりません。ただ、このPDCAの確立を条件として、と書いてある。国からのあれに。そうするとPDAの確立というのは、目標をここに持って行って、それが今どうなって3周りぐらいしたけども、このPDCAを、まあ、5年すりゃあ、5周りするんですが、まあ、今4周りですが、したけども今こういう状態だよというのが見えて初めて確立しとるわけ。そのためにはものがある程度、PDCAをとにかくやるのには、まあ、大屋議員も言いましたが、なぜそれを目標に立てたんだ、目標というのはどういうことか言うたら、あのう、数字で、数字いうか、定量化、ものを定量化で考えないと、そこにほんまに行ったのか、ほんまに話がありましたように、定量化でここへ進んどってもほんとにこの内容でよかったのか、いろいろ問題はあります。しかし、ただ漠然、漠然とした目標言うたら、ものがおかしいですが、まあ、ここは掲げてこういうことをしたいんだよという目標であってはどのへんまでの達成度か分かん、実際ね。ほいで、なぜ今までものを定量化しないかという、まあ、きょうも話があったように、議員がそれをすぐつつく、ね、ほれ何しとるんだ、なんぼでやるいうとってやってないじゃあないかと言うからそれを恐れてせんのです。そうすると遅れていくん、みな。ものが。そうでなくそういうのを恐れずにとにかくやったけどもできんかったんだと、これがPDCAなんよ。できんかったから次にこういうことを考えてこれでやるんだよと、それをもっていくときに定量化が必要なん。それがPDCAなんよ。だからわしはもうPDCAをね、やるためにはぜひとも定量化を進めていってほしいし、それを、定量化を進めていくためには、なぜこれをこれだけのものを目標に掲げたんだいいうのを作ってほしい。それを作ればね、作るためには、きょういう、あ、先ほど言ったように、いろんな意味の、あのう、解析の仕方、いっぱいあるわけで、ぜひともね、はあ、これ以上はごうぎ言いません

けども、やるやらんいうてどうとかいうよりは、あのう、黙っとってもやってもらう方がええので、あのう、大いにね、あのう、そういう先生雇うてもそがぁに金かからへんと思います。それ、もしそれに核になる人がおったら、それに1週間とか10日をそれにちょっとあてがえて、ね、そういうことをやってみたら、おう、なるほどちょっとちがったなあいう面が出てくることを僕は期待しとるんですよ。だから、まぁ、できればそういう方向であのう、いってほしいなということに留めておきます。今日は。はい、はい。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) やはりあのう、定量化っていうのは大事な話で、それがなかったら達成度も分からないわけですから、で、それもその全町的に、あのう、目標を決める数値もありましょうし、それぞれの枝葉で、あのう、考えていただける数値もありましょう。で、あのう、講師とおっしゃるけども、今までずっとこう、まぁ、藻谷さんを中心にやってきていただいた、中山間研究センターからも来ていただいている、藤山浩さん。つまりそのう、お聞きになった方は分かるかもしれませんが、たとえばなに地区において、1年間に、たとえば若い世代で夫婦の方々と独身者と何人か、毎年こう入ればそれだけの地域は保っていけるんだよっていう話がもう出てるわけですから、ヒントは出とるわけですから、やっぱりそのために各地域は努力し、どう努力すればいいのかっていう話になっているというふうに思います。あのう、邑南町の場合はゼロからこの創生プランをスタートするっていうことではないと思います。かなりまぁ、ある意味じゃあアドバンテージがあるわけですし、それをやっぱりベースにしながら、やっぱり目標数値を定量化していくってことは私は可能だろうと思ってます。で、さらにあのう、やはり仕事をつくっていく、あるいはまぁ、いろんな方々のお知恵を借りるっていう意味ではやはり外部人材のやはりその我々に対する、援助っていうのは大事だというふうに、まぁ、思ってます。で、私もそういう意味で、あのう、国に言ってるのは国家公務員はうちはいりませんと。うちは民間企業で頑張っている方々や、あるいは、あのう、我々が思うようなプランに対してぜひやっぱり援助してやろうという方々を、が欲しいんだということをまぁ、言って、で、国もそれはOKだと、それはその創生プランに人材派遣ということで考えてもらえばそれはあのう、プランとして取り上げてもらって大いに結構と、お金もつきますよということでもありますので、たとえば転職ビジネスみたいなものがあるわけですが、リクルートとかパソナとかいろいろあります。そういったところにもある程度話をしながら、この問題についてはどういう方をぜひ送ってほしいとか、こういうことも可能なわけでありすよね。それはもう確認は取れてますので、ええ、そういったところも含めてですね、外部人材の登用っていうのは大いにやっていきたいなと、まぁ、こういうように思ってます。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) まぁ、外部人材の登用等も考えていきたいということでございます。あのう、私がここでね、なん、もう一つ言いたいのはですね、あのう、外部人材があって、先生がこうやってくれて、こういう方向が出たというのもいいんですけども、中で、今一緒にやろうとしとる人が、もちろんそういう先生の手助けも借りながら、OJT的にですね、その一つの仕事をしながら、それを達成していくという、そのことが一つ行われると、

ああ、よかったなあと、次もこれ、やっぱり言う、そういう職員がだんだん増えてくることを僕は期待しとる。ですから、まあ、その今はそういうことで大きな意味で、いろんな柱もあったり、ある先生のいろんなアドバイスもあったりする、分かります。それは先生からいただいたアドバイスとかいろんなことで自分が感じたことはやろうとしとる、それはいいんですが、今度はもう少し底辺の内部からそういうのができる方向になってくれればいいなと思っておりますし、まあ、今回町長が出されたいろんな、あのう、日本一の子育て村やらA級、とくにあのう、農商工連携プランの中で、ええ、勇気を持って何人にとすると、掲げられたの、これは非常に評価に値するんです。それがあから次にどういうステップをしようというのが大きな意味ではね、できとる。これは非常に僕はよかって、これが一つの発信だと思っておりますし、これがまだまだちさいところの方にもですね、大いに波及していくように願っております。ええと、まあ、いろいろ、あのう、いろんなことを言うてまいりましたが、あのう、策定の進め方、あるいは自分の思いでこう、今回の機会を捉えてこうして欲しいなということを言うてまいりましたが、プロジェクトチームには専門的に課題の捉え方やステップをやった方がいいということを言いながら伺ってまいりました。ええ、これからはですね、今度はそれに反してですね、ええ、何言いよるんならさっきまでこがあなことを言うと思ったのに言われるかも分かりませんけども、私が今までですね、地域活性化策としてですね、長年思い続けてきた一部をですね、まあ、この機会を捉えて、そういう活性化のプロジェクトチームの人にもですね、参考にさせていただきたく次の3点の提言をしてみたいと思います。ええ、まずその第1点目としてですね、まあ、羽須美の宝の活用と書いておりますが、宝に何があるか考えるときに、すぐまあ、自然が豊かでとか棚田やホテルがおるとか、出羽川、江の川があって次の日祭りがあったり、アユのつかみ取りがあったり、近年では川角の花桃があったり、まあ、いろんなことがあるなあとという宝があるわけですが、私がずうっと考えますのには、一番の宝は、まあ、伝統である水泳とテニスのスポーツ文化ではないかと思っております。ええ、ここですね、ちょっと時間を借りましてですね、その歴史について少し述べてみたいと思います。ええ、水泳についてはですね、昭和3年にですね、この地に水泳が伝わりまして、ええ、23年に水泳連盟の発足を生み、川の仮設プール等で泳ぎながらですね、その年に、ええ、国体3位になります。その次に24年には日本新記録をこの中村議員のですね、おじさんである中村仁三さんがね、出されました。それ以来、国体に毎年多くの選手を輩出しながら、ええ、国引き国体においては、中村総監督を始めですね、17名の選手を送り込んでおります。ええ、私がちょうど5年生の時にですね、まあ、そういうこと、あ、それより前ですが、プールが完成しまして、その後、県の学童でありますとか、県の中学校の大会、あるいは郡の水泳大会はもう、ええ、65回大会ぐらいですか、両県水泳と、あるいは国体の合宿等が盛んに行われてですね、ジュニアオリンピックには10年以上も連続出場しているという、まあ、状況であります。ええ、またソフトテニスについてはですね、なんでこんな田舎にと言われるようにですね、大正時代に始まりまして、ええ、その伝統を英々と引き継ぎながら、全国でもあまり例のないですね、87回の近県オープン大会、あるいは中国5県から600名以上の中学の選手があつま、集う63回の陰陽大会。27回の町民大会等がまあ、続けられておりまして、ええ、国体選手、あるいは中学校では全国優勝メンバーが、中学、高校でですね、全国の優勝メンバーが出るまでになりました。また小

学生全国大会においてはですね、今30何回ですが、24年連続の出場も果たしております。ええ、ちょうど昨日、私の一般質問を祝うかのようにですね、水泳、テニスの6名の選手が全国大会出場を決意を伝えにですね、町長室に訪れまして、ええ、町長、議長から激励を受けたところであります。ええ、そこでですね、この宝をどのようにするかと考えましてですね、ええ、各方面、テニス、まあ、テニスの会長でありますとか、あるいはテニスを今までやとった親でありますとか、あるいは水泳の、水泳をみております中村議員とかですね、いろいろ相談をいたしました結果、まずは小さな留学制度でも始めたらということに相成りました。幸い指導者も豊富でホームステイも手伝ってやるよという方もできてまいりました。ええ、この10年間モンゴルとの小さな交流もずっと春続けてきております。水泳、テニス、あるいは農業体験を合わせたですね、夏休みの間の小さな留学制度を設け、これが将来ほんとの留学やあるいは移住につながるようになればと考えるわけです。町としていろんな意味でどうだろうかということでも伺うわけでございますが、一緒にこのような方向の中で手伝っていただけないでしょうかということをお願いいたします。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** まさにそういうことを地方総合戦略の羽須美版として盛り込んでいただきたいなあとは思っていますよ。私もやっぱり羽須美の売りっていうのはおっしゃるとおりだと思います。で、やはり国も子どもたちのそういった教育の充実、それをステップにして、人を呼び込むということは大いに賛同する、私はテーマだろうと、まあ、感じておりますし、それが羽須美の発展につながるということを確認しておりますので、特にまあ、きのう6人の選手と会って特にそういう気持ち強くいたしましたので、ええ、総合戦略プランの中にですね、羽須美として大いに推薦をしていただきたいなあこう思います。

●**三上議員(三上徹)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 三上議員。

●**三上議員(三上徹)** まあ、あのう、町長からそういう総合戦略の中の非常に地方版であるということいただきました。まあ、私がなぜあのう、私自身地域だけでやればいいんですけども、まあ、こういうものはだんだんの大きくしながら、ああ、さらにはあのう、町と言う名のもとにあると、ある程度信頼性があるかなと思いながら、まあ、町と一緒に手を携えてですね、その方向に進んでいただければと思っております。ええとそれでは次にですね、まあ、次にというより、まあ、そういう意味で、また定住課なりあるいは商工観光課とですね、いろいろ話をする機会を持っていただいてですね、あのう、各関係者も呼びながら、そういうちさい戦略をですね、練っていければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ええと、次にですね、今度は書いておりますのは、辺地を生かした売り出しについてということを書いてありますが、私の思いはですね、ええ、邑南町にはまあ、意外と道路が山の奥まで、まあ、うちらの方を考えれば、まあ、4本も道が入っというところがかかなりあります。まあ、そこいらを利用してですね、ええ、特に各地域の辺地の活性化策として、たとえば、ええ、まあ、羽須美でどっか1カ所いいところはないかな、あるいは石見でもどっかいいところないかな、瑞穂どっかいいところないかなとい



うところをですね、私が思うのには、きょうの宅地の話じゃありませんが、宅地造成をできるところをですね、町として確保いただいて、で、それを売りに出すと、まあ、よその町村がやっとなのはもうそこを町が買い上げて、そこへ、住宅を建ててそれを貸して、何年かすればあげますよと、というような対策はまあ、やっとなわけですが、特にこの近郊の、まあ、作木でありますとか、美郷もやっとなりでしたか、あるいは君田でありますとか、そういうことはしとるんですが、私はまあ、できることならもう土地をどんどんこうでですね、土地の造成だけ、こうてこういうところはあなたが家を建てなさいよと、土地はこういうところありますよと、あるいはそこをちょっちょつとほじくるとそこはちょっとした畑ができますよ言うぐらいの土地をですね、3か所ぐらいこう買ってですね、それを町として売り出す。そこに広島の方からマンションに入ろう思うとったが、あがあなええとこがあるんならあこへ行ってみようかいというて、家を建てようかとするとな度はまあ、邑南町の大工さんがまたもうかる。ほいで、宅地造成をまあ、すればですね、宅地造成の土建屋さんがもうかる。ほいで基礎をやるともうかるというようにみんなが連れまってもうかることをやると。ほいでそこが売れるとまた次をどっか買くと、で、また売りに出すというこうローテーのですね、サイクルを通じていきながら、また定住もやっていけばと思うんですよ。ただ、私が一つ心配しとるのは町が主に土地の売り買いができるかということがあるんですよ。うんで、ほいじゃそれをどういう方向で土地の売り買いをやっていくのかというたら、よそみたいにそういう宅地を造って、自分、建物は建ててあげるや、あと貸しといて後からあげるよという方法もあるかも分かりません。そのいろんな方向を考えていただいてですね、あのう、どういうとち、もし、ちょうど今あのう、国で言われとるのはこれを機会に特区をつくりなさいというて言われとるよね。だからこういう老人向けとか、まあ、Iターン、Uターンをしていただく人に対する土地の売り買いだよと、いう特区申請をしてですね、あのう、よそにないことをですね、やってほしいなと思うんですがいかがですか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(山中康樹) 桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) ええ、各辺地と言ったところに土地を事前に準備をして、ええ、都市からのその移住者を呼び込む方法はどうかということで、特区を活用してはということもありましたけども、まあ、特区のこの考え方の中ではその規制緩和ということはありませんけども、法律をそこだけに特別な適用というのはちょっと難しいところもあるかもしれませんが、そのへんは研究をしたみたいと思います。それからさき、言われるようにそのたとえば、その極端に田舎の部分のところが好きな人を呼んで来た時に、集落に来て説明をしてもですね、もう既にここに土地がありますという説明をするのとですね、もし来られるんなら土地を造成しますという話では全部、全然こう印象が違ふと思うんですね。もう既にその宅地として整備してあるものが、目の前にあるとそこに夢がもう膨らんできて移住の可能性は高くなるというふうな思いがいたしますので、研究さしていただきたいと思います。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) はい、ええ、まあ、あのう、どういう方法でもいいんですよ。要はい

い方法があつて、それができにゃあ、特区でも〇〇〇〇（聞き取れず。）、土地つけてですね、あのう、うち独自のができるような、まあ、特区をしたりですね、して、そういうのが、私の思いはそういうのが、無理に辺地いうて書いとりますが、よいよ家がなあような辺地でうてもええんですよ。あのう、やはりこのくらいならちょうどええかなと、あるいは2カ所ぐらい別なところでもいいんですが、まあ、そういうことをしながらですね、やっぱり前向きに売りに出るといふ、まあ、ことの一つの思いですので、まあ、そういうことでよろしく願いをいたしたいと思います。ええと、もう一つここへ3番目に書いとります、遊休施設空き家の活用。まあ、このことについては、ええ、先ほど14番議員もですね、ええ、空き家を活用してほしいとか、あるいは7番議員さんからもありましたようにですね、その空き家をなんとか企業団体等々に活用する方法というようなことを、いろいろ申し述べられました。ええ、まあ、そのことについてはそれでいいんですが、私がもう一つここで、あのう、遊休施設も空き家もですが、もうテレビで早速、よそがそういうことをやりながら、IT企業の誰かをここへ呼んで来て、あるいはそこを一つのフロアにしているいろんなことをやっとなのは、もうよそでも盛んにやっとなられます。ですが、そのそういうことももちろんしながら、うちの遊休、町ですね、遊休施設を再度利用したり、まあ、空き家の先ほどからあるできるところは、そういうところをですね、活用をするためにですね、今度はそのためにですよ、もう一つ、どういう、言いますか、セールスマンをですね、一つおいてほしいなと思うんですよ。そりゃあなぜかという、やはりこういうことがありますよいうて、まあ、いろいろここにあのう、どう言いますか、あのう、今までうちへ来ていただいとる耕すシェフとか、あのう、地域クリエイターとかいろいろ今一生懸命来ていただいて頑張っている。ほいで、この中の一つにですね、もう一つそういうふうな、今度は企業向けのですね、企業いうなあねえ、いうとつても、まあ、町長きのう言われたように、ある程度来そうなところもあるんで、そりゃあ大きいんで、ね、来そうなところが、ここの地域へいうてあるんですが、ちさいその部分についてはねえ、やはりこっちのよさを企業へ行つてですね、訴えて、たとえばITにしてもですよ。家族でこっちでアイディアだけを田舎の方で出した方がいいというのもおるんですよ。絶対に、あのう、企業の中には。ほいで私が昔おった時ですらですね、もう心身症の人がすごく企業の中においいんです。心身症。会社へ行きたくない、頭がいとうなる、いうのは上から責められ、下から責められいう、ちょうど中間層がそうなるんです。ほいで、そういう人はねやっぱりこういう静かなところへ来て、頭はいいんですから、ここで住ましてですね、むこうい、やりたい言う人、おるんだ、あるんです。その会社の福利厚生の方へ行って相談をしたりするとですね。まあ、そうした人ばかり来いいうんじゃないですよ。そういうのもあるし、もうアイディアだけをこっちでやって、今パソコンで特に、昔僕がおった頃のキャパ、キャムの時代からぐう〜んといつてもうなんでもできる時代になつてくるわけですから。だからそういう人をいらいにですね、こういうところで働いてみませんかいう人はいないですか、あなたの会社の中のか、契約ですよ、いうところを捕まえにいくセールスマンをですね、ぜひともこの中の一員にですね、加えていただけないかなと私は思うんですよ。やっぱりそれはさっきからいふようにある程度の売り込み、それはどこを狙うかいうたら、やっぱり一つは企業とのつながりを持つと、また別なほかのことが生まれてくるんですよ。だからそういう意味で、その企業へ対するアプローチとしてですね、そ

ういう、あのう、セールスマンをですね、なんとかやってみちゃろうかなというような考えでも起こしてもらえばと思うんですが、いかがですか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、正にそういう分野の活用について、先ほど言いましたような、人材派遣会社からですね、やはりいい人を紹介していただきたいということで私は考えております。まあ、地域おこし協力隊というのはなかなかそのう、ほんとにふさわしいわけいいんだけど、なにか田舎に行ってやりたいっていう方がどっちかいうたらおいしいわけです、むしろ人材派遣会社転職ビジネスに登録されてる方々っていうのは、やはり具体的に企業に勤めておられた方々が大変多くて、ええ、こういうスキルを持っているとか、こういうその営業のノウハウを持ってるよとか、いうことがたくさんいらっしゃるわけですから、そういうところとですね、派遣会社と少しなんか、たとえば業務提携でもできるならさしてもらって邑南町にふさわしいようないわゆる営業マンも含めたですね、ええ、人材というものを獲得していく、これはまさに地方創生のプランの大きな一つの柱、邑南町もなるというふうに思っております。

●三上議員(三上徹) はい、議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ええ、まあ、そういう、こういう、どう言いますか、地域おこしでなくて、そういうほんとに専門的な人材派遣会社からそういう人を、やりたいんだという町長の力強い言葉でしたので、非常にうれしく思っておりますし、ええ、まあ、そういう方向の中ですね、積極的に前に出る施策をですね、今回のこの事業を通してですね、行っていただきますようお願いをいたします。ええ、あしたまたあのう、どう言いますか、この地方創生については二人の議員さんがやられますので、それに力を残しておきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で三上議員の一般質問は終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。なお、明日は午前中町内各小学校の卒業式が行われますので、議会一般質問は午後1時15分からとさせていただきます。ご苦労様でございました。

—— 午後 3時20分 散会 ——